

第二次 国分寺市環境基本計画 実施計画

(前期)

平成 26 年 7 月

国分寺市

第1章 実施計画の基本的事項	3
1 実施計画の改定について	3
2 実施計画の目的と位置づけ	3
3 実施計画の期間	3
4 実施計画の運用	4
5 関係課における施策・事業の進め方	4
6 第二次環境基本計画の施策体系	5
7 国分寺市環境基本計画実施計画の見方	6
第2章 具体的施策	7
【自然環境】基本方針1 緑と水が調和した潤いのあるまち	7
1-1 緑と水のネットワークの形成	7
1-2 緑の保全	9
1-3 まちなかの緑化	12
1-4 水環境の保全・整備	14
1-5 都市農地の保全・活用	17
1-6 生き物の生息空間の保全	21
【生活環境】基本方針2 安全・安心に暮らせるまち	23
2-1 生活環境の確保	23
2-2 生活環境のモニタリング	25
2-3 化学物質対策の推進	27
2-4 食の安全性の確保	28
【都市環境】基本方針3 環境に配慮した良好な都市空間を形成するまち	31
3-1 環境に配慮したみちづくり	31
3-2 環境に配慮したまちづくり	33
3-3 地域性豊かな景観の形成	37
【地球環境】	40
基本方針4 資源が循環し、エネルギーが有効に利用される	40
地球にやさしいまち	40
4-1 地球温暖化対策の推進	40
4-2 省エネルギー・省資源の促進	43
4-3 再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進	44
4-4 ごみの発生抑制、減量化・資源化の推進	45

【環境教育・環境学習】	51
基本方針5 地域に学び, 人のつながりや活動を生み出すまち.....	51
5-1 環境教育・環境学習の推進	51
5-2 人づくり, 仕組みづくり	57
第3章 重点プロジェクト	60
重点プロジェクト1	60
重点プロジェクト2	63
重点プロジェクト3	67
重点プロジェクト4	71
重点プロジェクト5	74
重点プロジェクト6	76
重点プロジェクト7	79
重点プロジェクト8	82
重点プロジェクト9	86
【参考資料】.....	88

第1章 実施計画の基本的事項

1 実施計画の改定について

本市では、国分寺市環境基本計画（平成16年3月策定。以下「環境基本計画」といいます）に基づき、国分寺市環境基本計画実施計画（以下「実施計画」といいます）を策定し、環境の保全、回復及び創造に関する施策を推進してきました。

このたび、これまでの取組の成果や課題，社会情勢の変化などを踏まえ、環境施策のさらなる推進のため環境基本計画が改定されたことを受け、実施計画を策定しました。

2 実施計画の目的と位置づけ

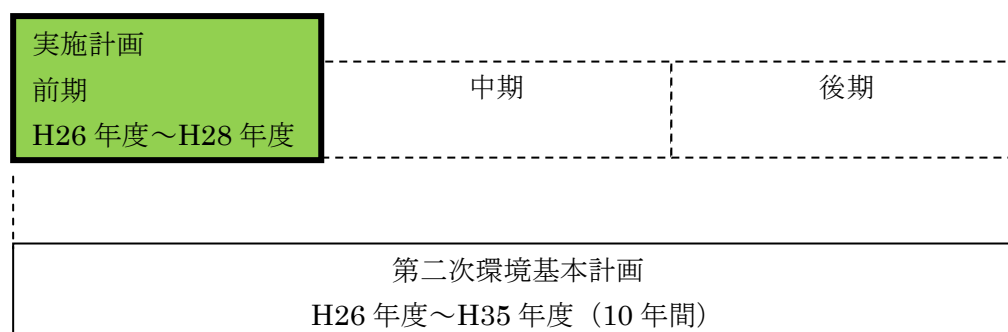
実施計画は、第二次国分寺市環境基本計画（平成26年3月策定。以下「第二次環境基本計画」といいます）に基づき、国分寺市の環境の保全、回復及び創造に関する施策について具体的な取組を定めることにより、第二次環境基本計画を推進することを目的とします。実施計画は、第二次環境基本計画に示す「具体的な施策」及び「重点プロジェクト」について、取組内容、役割分担及びスケジュールを示します。

3 実施計画の期間

実施計画の計画期間は、第二次環境基本計画の計画期間における当初の3年間とし、平成26年度から平成28年度までとします。

なお、実施計画は、社会情勢の変化や基本計画の改定などに合わせ、必要に応じて見直します。

●実施計画の期間



4 実施計画の運用

実施計画の運用にあたっては、毎年度、「具体的な施策」及び「重点プロジェクト」について進ちよく状況を点検・評価し、その結果を環境報告書にまとめて公表するとともに、施策・事業の進め方の見直し、計画の見直しを行っていきます。

<具体的な施策>

関係課は、実施計画に沿って、施策・事業を実施するとともに、毎年度施策の進ちよく状況を自ら点検・評価します。

<重点プロジェクト>

第二次環境基本計画では、主な施策、具体的な施策の中から、分野横断的に相乗効果を発揮するような施策を、「重点プロジェクト」として設定しています。

9の重点プロジェクトについては、毎年度進ちよく状況を点検・評価し、進め方の見直しを行います。

●実施計画運用にあたっての役割分担

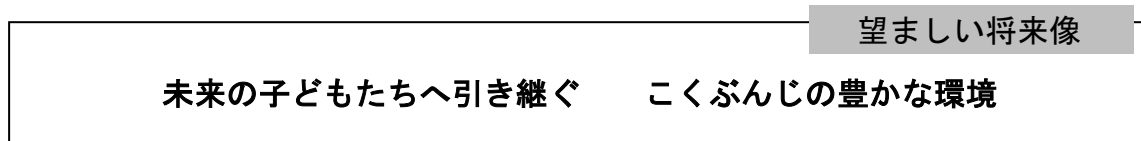
段階	推進主体	役割
実施 (Do)	関係課	所管する施策・事業の実施
点検・評価 (Check)	関係課	所管する施策・事業について自己点検・評価
	環境推進管理委員会	重点プロジェクトを中心に各施策・事業の進ちよく状況の評価
	環境審議会	点検・評価結果に対する意見
	事務局	環境報告書の作成
見直し (Act)	関係課	所管する施策・事業の見直し

5 関係課における施策・事業の進め方

関係課においては、次のとおり、所管する施策・事業を実施します。

- ① 第二次環境基本計画に示す「施策の考え方」を踏まえる
- ② 第四次長期総合計画の後期基本計画及び実施計画、並びに関連する個別計画と整合を図る
- ③ 緊急性、継続性、予算配分などの観点から、施策・事業を弾力的に見直す
- ④ 計画と実績の乖離を検証し、目標の達成が困難な施策・事業について、存続や廃止を含め抜本的に見直しを行う

6 第二次環境基本計画の施策体系



具体的施策（第2章）

基本方針	施策の方向	
【自然環境】 1：緑と水が調和した潤いのあるまち	1－1 緑と水のネットワークの形成 1－2 緑の保全 1－3 まちなかの緑化 1－4 水環境の保全・整備 1－5 都市農地の保全・活用 1－6 生き物の生息空間の保全	
【生活環境】 2：安全・安心に暮らせるまち	2－1 生活環境の確保 2－2 生活環境のモニタリング 2－3 化学物質対策の推進 2－4 食の安全性の確保	
【都市環境】 3：環境に配慮した良好な都市空間を形成するまち	3－1 環境に配慮したみちづくり 3－2 環境に配慮したまちづくり 3－3 地域性豊かな景観の形成	
【地球環境】 4：資源が循環し、エネルギーが有効に利用される地球にやさしいまち	4－1 地球温暖化対策の推進 4－2 省エネルギー・省資源の促進 4－3 再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進 4－4 ごみの発生抑制，減量化・資源化の推進	
【環境教育・環境学習】 5：地域に学び，人のつながりや活動を生み出すまち	5－1 環境教育・環境学習の推進 5－2 人づくり，仕組みづくり	

重点プロジェクト（第3章）

施策の方向	
1：在来生物の種や生態系など生物の多様性の保全に向けた取組の推進	
2：地産地消の推進による都市農業の支援	
3：野川，用水及び湧水などの地域資源の保全・活用	
4：安全・安心な暮らしの確保に向けた調査と情報提供	
5：自転車・公共交通機関の利用促進	
6：市内の歴史的景観や文化財の保全・活用	
7：資源循環型のまちづくりの推進	
8：環境負荷の少ないライフスタイルの促進	
9：環境面における参加と協働による地域の活性化の推進	

7 国分寺市環境基本計画実施計画の見方

施策の方向

<第2章 具体的施策>

主な施策とその内容

当該施策が、重点プロジェクトに位置付けている場合は、「★重点プロジェクト○」と表記します。

1-5 都市農地の保全・活用

①都市農地の保全・活用

都市農地の保全として、生産緑地地区への追加指定を行います。
また、都市農業の理解を深める一助として都市農地を活用しながら、農業体験農園の整備や農ウォーク、収穫体験などの農業体験の機会を提供します。

- 生産緑地地区の追加指定 (★重点プロジェクト1)

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
28	<p>生産緑地の追加指定</p> <p>(内容) 農業と調和した都市環境の形成を図るため、生産緑地の追加指定を行います。</p> <p>【25年度実績】 生産緑地 累計 254 件、約 0.47ha</p>	都市企画課	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の周知（市報やHPでの広報年1回） ・追加指定の実施（年1回） ・指定基準の見直しの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の周知（市報やHPでの広報年1回） ・追加指定の実施（年1回） ・指定基準の見直しの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の周知 ・追加指定の実施 	生産緑地地区の追加指定を実施することによって、都市農地の保全と都市農業の活性化が図られます。

通番は施策の通し番号になります。
数字の下にかっこ数字があった場合は（ ）内の通番施策を再掲載していることを意味します。

【例】

20 (1) → この場合、通番 20 は通番 1 の再掲載になります。

主な取組の3年後（28年度まで）の成果イメージを記載しています。

26年から28年度を取組内容です。
目標の数値化が可能なものは数値化しています。

<凡例> 各年度を取組のうち、以下の用語が出た場合は、下記の内容を意味します。

単年：当該年度を取組を表します。

累計：施策の開始から当該年度までを累計した実績を含む取組を表します。

<略語の解説>

HP：ホームページのことを表します。

第2章 具体的施策

【自然環境】基本方針1 緑と水が調和した潤いのあるまち

1-1 緑と水のネットワークの形成

①拠点となる緑や水辺の保全・整備

国分寺崖線や西恋ヶ窪緑地、お鷹の道・真姿の池湧水群、姿見の池などの拠点となる緑や水辺の積極的な保全・維持管理を進めます。

また、国3・2・8号線や野川整備事業、都市計画道路などの整備にあたっては、連続性のある新たな緑の創出を図り、沿道及び周辺の緑、水辺とのネットワークの形成を図ります。

●拠点となる緑や水辺の積極的な保全・維持管理（★重点プロジェクト1）

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
1	真姿の池湧水群の保全・維持管理 (内容) 都指定名勝「真姿の池湧水群保存管理計画」に基づき、指定地内の湧水及び雑木林景観の保全、維持管理を行います。	ふるさと文化財課	保全及び維持管理の実施(樹木・除草は適宜実施)	保全及び維持管理の実施(樹木・除草は適宜実施)	保全及び維持管理の実施(樹木・除草は適宜実施)	都指定名勝「真姿の池湧水群保存管理計画」に基づき、指定地内の湧水及び雑木林景観が保全され、維持管理が適切に行われています。
2	国分寺崖線の保全 (内容) 国分寺崖線の区域内での開発事業では、まちづくり条例による整備基準に基づき、敷地内の緑地などを開発区域外の緑地などと連続する配置となるように指導します。	まちづくり推進課 緑と建築課	国分寺崖線区域内の開発事業に対する緑化指導の実施	国分寺崖線区域内の開発事業に対する緑化指導の実施	国分寺崖線区域内の開発事業に対する緑化指導の実施	国分寺崖線区域内の開発事業に対する緑化指導を行うことで、国分寺崖線の保全及び再生が図られます。
3	湧水及び地下水の保全 (内容) 湧水及び地下水の保全に関する条例に基づき、保全に努めます。	緑と建築課	湧水源直上周辺の対象となる大型開発事業における適切な指導実施	湧水源直上周辺の対象となる大型開発事業における適切な指導実施	湧水源直上周辺の対象となる大型開発事業における適切な指導実施	湧水源直上周辺の対象となる大型開発事業における適切な指導実施することにより、湧水及び地下水の保全が図られます。

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
4	<p>エックス山等市民協議会との協働による緑地保全</p> <p>(内容) エックス山等市民協議会と意見交換を行いながら、西恋ヶ窪緑地整備方針に基づき適切な緑地の保全と若返りを推進します。</p>	緑と建築課	意見交換及び定例作業(下草刈りや囲い柵修理等)の実施 月1回実施	意見交換及び定例作業(下草刈りや囲い柵修理等)の実施 月1回実施	意見交換及び定例作業(下草刈りや囲い柵修理等)の実施 月1回実施	西恋ヶ窪緑地整備方針に基づき適切な緑地の保全が図られます。
5	<p>市民団体との協働による緑地や用水路の維持管理</p> <p>(内容) 姿見の池や砂川用水などの緑地や用水路の適正な維持管理を市民団体と協働で行います。</p>	緑と建築課	定例作業(草刈りや植栽管理)の実施及び意見交換 適宜実施	定例作業(草刈りや植栽管理)の実施及び意見交換 適宜実施	定例作業(草刈りや植栽管理)の実施及び意見交換 適宜実施	市民団体との協働による維持管理によって、姿見の池や砂川用水などの緑地や用水路の生物の生息空間の保全が図られます。

● 都市計画道路などの整備に合わせた緑の創出

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
6	<p>緑のネットワークの創造</p> <p>(内容) 都市計画道路3・2・8号線の環境施設帯や3・4・6号線の街路樹などの緑をつなげて、緑のネットワークを創造します。</p>	都市企画課	街路樹の緑と調和したまちなみを形成するための事項等を盛り込んだ国3・2・8号線沿道地区地区計画の都市計画決定手続き	街路樹の緑と調和したまちなみを形成するための事項等を盛り込んだ国3・2・8号線沿道地区地区計画の周知	街路樹の緑と調和したまちなみを形成するための事項等を盛り込んだ国3・2・8号線沿道地区地区計画の適切な運用	東京都施行による国3・2・8号線の環境施設帯の整備に連動して国3・2・8号線沿道地区の地区計画の決定をすることで街路樹の緑と調和したまちなみの形成が図られます。

1-2 緑の保全

①樹林地などの適切な維持管理

市内の公有化した樹林地や、街路樹などの緑は、防犯面や景観面等から、適切に維持管理を行います。

保存指定樹林地については、所有者に適切な維持管理の協力を依頼します。

● 樹林地や街路樹などの緑の適切な維持管理

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
7	緑地の保全 (内容) 樹林地や崖線緑地の適切な維持管理を行います。	緑と建築課	樹林地6箇所(はけ通り樹林地・平兵衛樹林地他)及び崖線緑地6箇所(国分寺崖線緑地の西町地域、東元町地域の一部他)のせん定、伐採、除草など	樹林地6箇所(はけ通り樹林地・平兵衛樹林地他)及び崖線緑地6箇所(国分寺崖線緑地の西町地域、東元町地域の一部他)のせん定、伐採、除草など	樹林地6箇所(はけ通り樹林地・平兵衛樹林地他)及び崖線緑地6箇所(国分寺崖線緑地の西町地域、東元町地域の一部他)のせん定、伐採、除草など	安全・安心で隣地状況等に配慮した適正な管理が図られた緑地保全ができます。

②保存樹木等の指定

既存の保存樹木・保存樹林地については、引き続き「国分寺市の緑の保護と推進に関する条例」に基づき継続指定します。

また、市内に残る貴重な樹木については、所有者の同意を得ながら、保存樹木の追加指定を行います。

● 保存樹木・保存樹林地の指定

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
8	保存樹木・保存樹林地の指定 (内容) 貴重な樹木などについては、「国分寺市緑の保護と推進に関する条例」に基づき、所有者の同意を得て保存樹木などの指定を行い、保全します。 【25年度実績】 保存樹木350本・保存樹林地19箇所	緑と建築課	保存樹木などの指定継続、広報活動としHPでの呼びかけ年1回以上	保存樹木などの指定継続、広報活動としてHPでの呼びかけ年1回以上	保存樹木などの指定継続、広報活動としてHPでの呼びかけ年1回以上	緑保全を推進し、市民の緑化意識の向上が図られます。

③公園・緑地の整備

国指定史跡武蔵国分寺跡などの歴史公園の整備や、都市計画公園・都市計画緑地の整備を進めます。

また、一定規模以上の開発事業については、「国分寺市まちづくり条例」に基づき、子どもの遊び場、地域住民の憩いの場として身近な公園の設置を促進します。

● 歴史公園の整備（★重点プロジェクト6）

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
9	<p>歴史公園の整備</p> <p>(内容) 「国指定史跡武蔵国分寺跡附東山道武蔵路跡保存管理計画」等に基づき、史跡武蔵国分寺跡などの歴史公園の整備を進めます。</p>	ふるさと文化財課	<p>講堂跡基壇周辺の環境整備 講堂跡基壇への市民制作瓦の埋め込み ※第1工区終了、第2工区実施設計</p>	金堂跡基壇復元整備	鐘楼跡・中門復元公園南側環境整備	<p>僧寺地区伽藍中枢部について23～28年度までの6箇年計画に基づく整備工事が終了し、翌29年度より市立歴史公園として供用開始を予定しています。</p>

● 開発事業に伴う身近な公園の整備の促進

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
10	<p>開発事業に伴う提供公園整備の促進</p> <p>(内容) 一定規模(3,000㎡)以上の開発事業については、「国分寺市まちづくり条例」に基づき身近な公園(開発区域(※)の6%以上の面積、国分寺崖線区域の場合は8%以上の面積を確保)の設置の整備を促進します。</p>	緑と建築課	3,000㎡以上の開発事業に伴う提供公園の整備の促進	3,000㎡以上の開発事業に伴う提供公園の整備の促進	3,000㎡以上の開発事業に伴う提供公園の整備の促進	市立公園の設置を行うことで子どもの遊び場や市民の憩いの場、緑地の拡充が図られます。

(※)「開発区域」とは開発事業に係る土地の区域のことで、土地利用を行う範囲を指します。

●都市計画公園・都市計画緑地の整備

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
11	都市計画公園・緑地の新規指定 (内容) 新たな都市公園の整備については、必要に応じて都市計画公園・緑地に指定し、整備を進めます。	緑と建築課	姿見の池緑地の整備(用地買収面積265.91㎡(予定)、障害者用駐車場等整備)	恋ヶ窪用水樹林地(熊野神社の北側)の用地一部買収	恋ヶ窪用水樹林地(熊野神社の北側)の用地一部買収	計画的な緑地等の保全が図られます。

④協働による維持管理

エックス山等市民協議会による維持管理作業，地域住民や市民活動団体による公園清掃などの「公園サポート事業」など，市民主体の緑のまちづくり活動を促進し，協働による維持管理を進めます。

●協働による緑の維持管理(★重点プロジェクト1)

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
12 (4)	エックス山等市民協議会との協働による緑地保全 (内容) エックス山等市民協議会と意見交換を行いながら，西恋ヶ窪緑地整備方針に基づき適切な緑地の保全と若返りを推進します。	緑と建築課	意見交換及び定例作業(下草刈りや囲い柵修理等)の実施 月1回実施	意見交換及び定例作業(下草刈りや囲い柵修理等)の実施 月1回実施	意見交換及び定例作業(下草刈りや囲い柵修理等)の実施 月1回実施	西恋ヶ窪緑地整備方針に基づき適切な緑地の保全が図られます。
13	近隣住民による公園の維持管理 (内容) 地域住民や市民活動団体の理解を得て「公園サポート事業」への登録を促し，サポート団体による公園清掃などの維持管理を行います。	緑と建築課	登録5団体，5公園(累計24団体，30公園)	登録5団体，5公園(累計29団体，35公園)	登録5団体，5公園(累計34団体，40公園)	市民等の自治会，ボランティア活動団体が，市内の市立公園・緑地の美化活動等を行うことにより，良好な環境の保全及び創出を図られます。

1-3 まちなかの緑化

①公共施設の緑化

市庁舎や公民館などの公共施設はまちなかの拠点施設であり、こうした施設においては、草花や樹木などの植栽、屋上緑化や壁面緑化を進めるとともに、小中学校においては校庭芝生化やビオトープ整備など、公共施設の緑化の検討を進めます。

●庁舎や学校などの公共施設の緑化

通番	主要な取組	担当課	26年度 取組	27年度 取組	28年度 取組	3年後の成果イメージ
14	協働による緑化 (内容) 市民と協働し公民館敷地内の緑化を行います。	公民館課	協働による緑化の実施 4館以上	協働による緑化の実施 4館以上	協働による緑化の実施 4館以上	グリーンカーテンなど、季節ごとの植栽がされ、公民館敷地内の植栽が増えています。
15	学校の緑化 (内容) 東京都から小中学校への苗木配布を利用して、学校の緑化を進めます。	教育総務課	サツキやツツジなどの苗木による緑化の実施 5校以上	サツキやツツジなどの苗木による緑化の実施 5校以上	サツキやツツジなどの苗木による緑化の実施 5校以上	東京都からの苗木配布を利用して、学校の緑化をしていきます。
16	学校の緑化 (内容) 緑の募金の交付金で小中学校に球根や苗などを配布し、学校の緑化を進めます。	緑と建築課	パンジー、チューリップなどの球根や苗などによる緑化の実施 5校以上に配布	パンジー、チューリップなどの球根や苗などによる緑化の実施 5校以上に配布	パンジー、チューリップなどの球根や苗などによる緑化の実施 5校以上に配布	多くの市民が集まる学校の緑化推進が図られます。

②民有地の緑化

緑豊かなまちを形成するためには、樹林地や都市農地などのほかに、新たな緑の創出が必要となります。

既存の住宅地では、防災面や景観面などから生垣造成を促進するため、「生垣造成補助金交付制度」に基づき、その費用の一部を助成し、沿道緑化を図ります。

また、開発事業については、「国分寺市まちづくり条例」に基づき、開発区域内の緑化を指導し、良質な緑の創出を促進します。

その他、「市の花（さつき）」や国分寺ブランドの植木など緑に関する情報は、ホームページ（HP）などで普及啓発を行います。

● 生垣緑化の促進

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
17	<p>生け垣造成の補助</p> <p>(内容) 既存住宅への新規の生け垣造成に対して補助を行います。</p> <p>【25年度実績】 累計 2,709.1m</p>	緑と建築課	生垣造成補助制度70m(単年),HP等による制度周知年1回以上広報	生垣造成補助制度70m(単年),HP等による制度周知年1回以上広報	生垣造成補助制度70m(単年),HP等による制度周知年1回以上広報	沿道緑化の促進により,緑豊かな街なみが形成され防災性の向上が図られます。

● 開発事業に伴う緑化の指導

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
18	<p>開発事業に伴う緑化の指導</p> <p>(内容) 開発事業においては,まちづくり条例の関係基準の遵守を指導し,緑化を推進します。また,良好な住環境が維持されるように,緑化協定や建築協定の締結を誘導します。</p>	まちづくり推進課 緑と建築課	まちづくり条例に基づく開発区域(※)内の緑化指導	まちづくり条例に基づく開発区域内の緑化指導	まちづくり条例に基づく開発区域内の緑化指導	まちづくり条例に基づく開発区域内の緑化指導を行うことで,良質な緑の創出の促進が図られます。

(※)「開発区域」とは開発事業に係る土地の区域のことで,土地利用を行う範囲を指します。

● 「市の花」などの普及啓発

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
19	<p>市の花「さつき」の普及</p> <p>(内容) HPなどにより市の花「さつき」の普及を図ります。</p>	緑と建築課	HP,庁内外の出版物表紙に使用,開発区域(※)内の緑化指導による普及	HP,庁内外の出版物表紙に使用,開発区域内の緑化指導による普及	HP,庁内外の出版物表紙に使用,開発区域内の緑化指導による普及	普及啓発活動によって,市の花を利用して緑化推進が図られます。

1-4 水環境の保全・整備

①湧水・地下水の保全・活用

湧水量の安定確保に向け湧水の涵養域にある樹林地を保全するとともに、お鷹の道・真姿の池湧水群等の湧水地，姿見の池を親水空間として活用し，地域資源としてPRします。

また，湧水や地下水の水量，水質に関するモニタリングを実施します。

● 湧水や地下水の保全・活用 (★重点プロジェクト 3)

通番	主要な取組	担当課	26年度 取組	27年度 取組	28年度 取組	3年後の成果イメージ
20 (1)	真姿の池湧水群の保全・維持管理 (内容) 都指定名勝「真姿の池湧水群保存管理計画」に基づき，指定地内の湧水及び雑木林景観の保全，維持管理を行います。	ふるさと文化財課	保全及び維持管理の実施(樹木・除草は適宜実施)	保全及び維持管理の実施(樹木・除草は適宜実施)	保全及び維持管理の実施(樹木・除草は適宜実施)	都指定名勝「真姿の池湧水群保存管理計画」に基づき，指定地内の湧水及び雑木林景観が保全され，維持管理が適切に行われています。
21	湧水及び地下水の保全・活用 (内容) 「湧水及び地下水の保全に関する条例」に基づき，保全に努めます。また，湧水に関するイベントを実施し，湧水地を活用します。	緑と建築課	湧水源直上周辺の対象となる大型開発事業における適切な指導実施 湧水めぐり(真姿の池湧水群など)を実施 年1回	湧水源直上周辺の対象となる大型開発事業における適切な指導実施 湧水めぐり(真姿の池湧水群など)を実施 年1回	湧水源直上周辺の対象となる大型開発事業における適切な指導実施 湧水めぐり(真姿の池湧水群など)を実施 年1回	湧水源直上周辺の対象となる大型開発事業における適切な指導実施することにより，湧水及び地下水の保全が図られます。また湧水めぐりによって，市民の湧水や地下水への関心が高まります。

②用水路の保全・活用

砂川用水や恋ヶ窪用水などの用水路については、適切な維持管理を行うとともに、親水性に配慮した整備を検討します。

●用水路の保全・活用 (★重点プロジェクト3)

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
22	<p>用水路の親水化整備などの検討</p> <p>(内容) 市内の用水路の親水性に配慮した整備や施設・財産の適正な維持管理を検討するため、市内の用水路5地区のうち東及び中地区において現況調査を行います。</p> <p>※用水路の総延長は約7,360mです。25年度は西地区599.1m(西町)調査実施済み。</p>	緑と建築課	<p>用水路の水量有無・地下敷設物などの現況調査を行い、用水路基礎資料を作成。</p> <p>東地区(東恋ヶ窪)の水路延長約500mを実施予定(単年)</p>	<p>用水路の水量有無・地下敷設物などの現況調査を行い、用水路基礎資料を作成。</p> <p>中地区(西恋ヶ窪)の一部の水路延長約500mを実施予定(単年)</p>	<p>用水路の水量有無・地下敷設物などの現況調査を行い、用水路基礎資料を作成。</p> <p>中地区(西恋ヶ窪)の一部の水路延長約500mを実施予定(単年)</p>	用水路の現況(位置や地下埋設物など)を把握するための一部調査が完了し、その結果が基礎資料として整備されます。

③野川整備事業の促進

治水対策、親水空間の創出や生態系に配慮した環境の整備、さらに防災の側面の環境形成を図るなど東京都と連携し協議を進め、野川整備事業を促進します。

また、東京都や野川流域の自治体などと連携を図りながら、野川マップの作成などを通じて、野川が市民にとって親しみある川となるよう普及啓発を行います。

●東京都への早期整備に向けた要望・協議 (★重点プロジェクト3)

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
23	<p>野川整備事業促進の要望・協議</p> <p>(内容) 東京都に対し、治水・環境面などを考慮した河川整備について要望し、協議を行います。</p>	緑と建築課	市民意見を聴きながら、東京都への整備要望と整備に関する協議の実施	市民意見を聴きながら、東京都への整備要望と整備に関する協議の実施	市民意見を聴きながら、東京都への整備要望と整備に関する協議の実施	東京都の野川整備事業促進が図れます。

●野川流域の自治体等の活動による普及啓発 (★重点プロジェクト3)

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
24	野川流域の自治体との連携 (内容) 野川流域の自治体連絡会などへ参加し、野川やその周辺環境に関する情報収集や意見交換などを行います。	緑と建築課	野川流域自治体との意見交換・情報収集、HPでの野川マップ掲載(水辺の生物や散策スポット)による啓発	野川流域自治体との意見交換・情報収集、HPでの野川マップ掲載(水辺の生物や散策スポット)による啓発	野川流域自治体との意見交換・情報収集、HPでの野川マップ掲載(水辺の生物や散策スポット)による啓発	野川への関心が高まり、野川及びその周辺の環境改善が図られます。

④雨水浸透の推進

地下水の涵養を図るため、道路の新設や改修においては、歩道の透水性舗装などを推進します。

また、公共施設では雨水浸透施設の設置を進めるとともに、開発事業の設置義務を除き、民有地では雨水浸透施設の設置協力を依頼します。

●公共施設における雨水浸透施設などの推進

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
25	雨水浸透施設の設置 (内容) 公共施設の新設・改修の際に、環境配慮チェックシートを使用し、雨水浸透施設の設置を推進します。	環境計画課	公共施設の新設・大規模改修の際に実施	公共施設の新設・大規模改修の際に実施	公共施設の新設・大規模改修の際に実施	公共施設の新設・改修の際に雨水浸透施設の設置を行うことで、地下水の涵養が図られます。
26	透水性舗装の推進 (内容) 歩道改修・設置工事の際に、歩道の透水性舗装を推進します。	道路と下水道課	市道東237号線改修工事の際に実施 約50㎡施工	歩道の改修や設置工事を行う場合に実施	歩道の改修や設置工事を行う場合に実施	歩行性の改善、地下水涵養、下水道施設への負荷低減が図られます。 (道路新設改良事業において、歩道に関する工事を行う際に二次的に実施している取組であり、道路改修の優先順序路線の評価などの調整に基づき、必要性の有無を検討します。)

● 民有地における雨水浸透施設の促進

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
27	<p>雨水浸透施設の設置</p> <p>(内容) 雨水排出量の抑制, 多摩川などへの汚濁負荷低減のため, 一般住宅への雨水浸透施設の設置を依頼します。</p> <p>【25年度実績】 累計 34,470 基</p>	道路と下水道課	1,300 基 (単年)	1,300 基 (単年)	1,300 基 (単年)	雨水排出量の抑制, 多摩川等の汚濁負荷の低減, 地下水の涵養が図られます。

1-5 都市農地の保全・活用

① 都市農地の保全・活用

都市農地の保全として, 生産緑地地区への追加指定を行います。

また, 都市農業の理解を深める一助として都市農地を活用しながら, 農業体験農園の整備や農ウォーク, 収穫体験などの農業体験の機会を提供します。

● 生産緑地地区の追加指定 (★重点プロジェクト1)

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
28	<p>生産緑地の追加指定</p> <p>(内容) 農業と調和した都市環境の形成を図るため, 生産緑地の追加指定を行います。</p> <p>【25年度実績】 生産緑地 累計 254 件, 約 130.47ha</p>	都市企画課	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の周知 (市報やHPでの広報 年1回) ・追加指定の実施 (年1回) ・指定基準の見直しの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の周知 (市報やHPでの広報 年1回) ・追加指定の実施 (年1回) ・指定基準の見直しの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の周知 ・追加指定の実施 	生産緑地地区の追加指定を実施することによって, 都市農地の保全と都市農業の活性化が図られます。

● 農業体験の機会の提供 (★重点プロジェクト2)

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
29	<p>農業体験農園の支援</p> <p>(内容) 農にふれあう場として、農業体験農園の施設整備費補助及び自立支援補助を行います。</p> <p>【25年度実績】 農業体験農園 累計6園</p>	経済課	<p>農業体験農園の整備等の補助や広報活動による支援年1回(市報やHPによる募集・説明会の実施)</p>	<p>農業体験農園の整備等の補助や広報活動による支援年1回(市報やHPによる募集・説明会の実施)</p>	<p>農業体験農園の整備等の補助や広報活動による支援年1回(市報やHPによる募集・説明会の実施)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農家の営農実態から相続税納税猶予制度が適用され安定的に農園を継続できます。 ・利用者は農家の指導で、栽培技術が身につき、多様な農産物が手に入ります。 ・農家と利用者の交流により都市農業への市民の理解が深まります。
30	<p>市民農業大学</p> <p>(内容) 農業者の指導のもとに土作り・播種・栽培・収穫作業を体験する場を提供します。</p> <p>【25年度実績】 市民農業大学修了生26人</p>	経済課	<ul style="list-style-type: none"> ・市内農家の協力・指導により農業の体験学習を実施 ・年間を通して特定曜日に開催 受講生30人 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内農家の協力・指導により農業の体験学習を実施 ・年間を通して特定曜日に開催 受講生30人 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内農家の協力・指導により農業の体験学習を実施 ・年間を通して特定曜日に開催 受講生30人 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の多面的機能を評価し、市民への憩いとやすらぎの場を提供することができます。 ・緑地空間としての存在意義だけでなく、生産基盤としての農地の価値を認識します。
31	<p>農ウォーク</p> <p>(内容) 農業委員会他共催で「農ウォーク」を開催し、市民が農にふれあう場を作ります。</p> <p>【25年度実績】 農ウォーク参加者43人</p>	経済課	<p>農にふれあう機会の提供、市民と農業者の交流の場を創出 年1回開催 参加者数50人</p>	<p>農にふれあう機会の提供、市民と農業者の交流の場を創出 年1回開催 参加者数50人</p>	<p>農にふれあう機会の提供、市民と農業者の交流の場を創出 年1回開催 参加者数50人</p>	<p>市民の農業への理解が広がり、地産地消費が進み、農地と営農環境を支援することで都市環境の保全に寄与します。</p>
32	<p>市内農園などにおける野菜収穫による農とのふれあい活動</p> <p>(内容) 市内農園(保育園の近隣地など)での野菜掘り会、園庭での野菜作りを行うことにより、農とのふれあいを図ります。</p>	保育課	<p>野菜作り及び収穫体験の実施 農園での収穫体験(各保育園)年1回開催</p>	<p>野菜作り及び収穫体験の実施 農園での収穫体験(各保育園)年1回開催</p>	<p>野菜作り及び収穫体験の実施 農園での収穫体験(各保育園)年1回開催</p>	<p>自然の恵みとしての食材やそれを育てた人々を知り、収穫体験を通じて農とふれあうことにより、食育の推進が図られます。</p>

②都市農業を支援する人材の育成

市民農業大学、援農ボランティア制度の推進により、都市農業を支援する人材を育成し、農業従事者へ派遣することによって農業経営の支援を進めます。

●援農ボランティア制度の推進 (★重点プロジェクト2)

通番	主要な取組	担当課	26年度 取組	27年度 取組	28年度 取組	3年後の成果イメージ
33	<p>援農ボランティア推進事業</p> <p>(内容) 援農ボランティアを養成し、農家に派遣します。</p> <p>【25年度実績】 援農ボランティア26人(累計661人)認定、25農家に80人のボランティアを派遣</p>	経済課	<p>援農ボランティアの養成及び派遣</p> <p>新規認定者10名以上</p> <p>受け入れ農家説明会年1回以上</p>	<p>援農ボランティアの養成及び派遣</p> <p>新規認定者10名以上</p> <p>受け入れ農家説明会年1回以上</p>	<p>援農ボランティアの養成及び派遣</p> <p>新規認定者10名以上</p> <p>受け入れ農家説明会年1回以上</p>	<p>ボランティアによる農作業の支援、営農者の受け入れによる協働作業などによって、農業への評価を高めるとともに、営農環境を支援することで都市環境の保全に寄与します。</p>

③地産地消の推進

地域で生産されたものを地域で消費することにより、新鮮な食材の消費、輸送面での環境負荷の軽減などにつながることから、給食食材への市内産農産物の活用、朝市や農業祭などのイベントの開催、直売所の設置の支援などにより、地産地消を進めます。

また、国分寺ブランドの育成・PRにより都市農業の振興を図ります。

●給食食材への市内産農産物の活用 (★重点プロジェクト2)

通番	主要な取組	担当課	26年度 取組	27年度 取組	28年度 取組	3年後の成果イメージ
34	<p>給食への市内産農産物の活用</p> <p>(内容) 市内農家から野菜を購入し、児童に給食として提供します。</p> <p>【25年度実績】 地場産使用率20%</p>	学務課	<p>市内産農産物の割合30% (単年)</p>	<p>市内産農産物の割合30% (単年)</p>	<p>市内産農産物の割合30% (単年)</p>	<p>学校給食食材への市内農産物を積極的に活用することで地産地消を図ることができます。</p>

● 朝市・農業祭などのイベントの開催 (★重点プロジェクト2)

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
35	市内産食材を活かした食の普及 (内容) イベントなどで市内産季節野菜の情報や、レシピを紹介します。	経済課	国分寺まつりなどのイベントを通じた市内産農産物の普及	国分寺まつりなどのイベントを通じた市内産農産物の普及	国分寺まつりなどのイベントを通じた市内産農産物の普及	農業者・消費者との信頼関係の構築, 環境と調和のとれた農業が確立します。

● 直売所設置の支援 (★重点プロジェクト2)

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
36	販売網の強化の支援 (内容) 生産者と流通側の連携により多様な出荷・販売体制づくりを支援します。	経済課	直売所を始めとした販売体制づくりの支援 (研修会の実施・アドバイザーの派遣)	直売所を始めとした販売体制づくりの支援 (研修会の実施・アドバイザーの派遣)	直売所を始めとした販売体制づくりの支援 (研修会の実施・アドバイザーの派遣)	直売所の販売のほか, 高齢者福祉施設, 教育施設, 飲食店等における農産物の利用促進の支援が進みます。

● 国分寺ブランドの育成・PR (★重点プロジェクト2)

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
37	国分寺ブランドの普及 (内容) 市内観光や産業活性化のため, 農産物や加工品などのブランド品を認定し, 農業, 商業の振興を図ります。 【25年度実績】 国分寺ブランド累計14品目	経済課	国分寺ブランド品の認定・普及 ブランド協議会で定期的に審査会を開催 年1回開催	国分寺ブランド品の認定・普及 ブランド協議会で定期的に審査会を開催 年1回開催	国分寺ブランド品の認定・普及 ブランド協議会で定期的に審査会を開催 年1回開催	国分寺ブランドを普及させることにより, 商業, 農業, 観光分野での相乗効果が上がり, かつ, 国分寺市がより魅力的なまちとなります。

1-6 生き物の生息空間の保全

①生き物の実態調査の実施

多様な生き物の生息空間の保全に向けて、市民活動団体や教育・研究機関などの協力を得ながら、市内の動植物調査を実施し、指標生物*となる動植物の生息状況に関するデータを収集し、活用していきます。

●市内の動植物調査の実施 (★重点プロジェクト1)

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
38	動植物の調査 (内容) 動植物の調査を実施し、生息状況をデータ化して生物多様性の保全に向けた取組に活用します。	環境計画課	既存資料の収集・分析	調査の実施	調査データの活用	市内の動植物の生息状況を把握することができます。また生息状況をデータ化することによって環境指標として活用することができます。

②外来生物対策

外来生物の繁殖が既存の生態系に影響を与えることから、外来生物の放棄禁止の看板設置などの普及啓発を行い、地域内の在来生物を保全します。

●外来生物の放棄禁止の普及啓発

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
39	地域内の在来生物の保全 (内容) 地域内の在来生物の保全のため、地域外生物の放棄禁止の看板設置などを行います。	緑と建築課	看板設置等による外来生物の放棄禁止の啓発	看板設置等による外来生物の放棄禁止の啓発	看板設置等による外来生物の放棄禁止の啓発	水辺や樹林地等において、看板設置するなどして、市民等に在来生物の生息域保全に関する周知することにより、地域内の在来生物保全が図れます。

③生き物とのふれあいの機会の創出

夏休み子ども自然教室をはじめ、自然観察会や体験活動などのイベントを開催し、生き物とふれあう機会を創出します。

● 観察会などのイベント開催

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
40	観察会などの開催 (内容) バードウォッチングや自然観察会などを開催します。	緑と建築課	バードウォッチング2回、湧水源自然観察会1回、夏休み子ども自然教室1回の開催	バードウォッチング2回、湧水源自然観察会1回、夏休み子ども自然教室1回の開催	バードウォッチング2回、湧水源自然観察会1回、夏休み子ども自然教室1回の開催	市内に存在する良好な緑と水辺環境を紹介し、生き物とのふれあうことで、自然環境への愛着と普及が図られます。

④生物多様性に対する理解促進

生き物の種や個体差などの生物多様性の重要性や、日常生活とのつながりについて、身近な自然や生き物とのふれあいや、環境に配慮した物品の購入に関する情報の提供などを通じて、普及啓発と理解促進を図ります。

● 生物多様性の普及啓発 (★重点プロジェクト1)

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
41	生物多様性に関する情報提供 (内容) 生物多様性に関する情報を提供し、普及啓発を図ります。	環境計画課	生物多様性に関する情報提供 市報やHPでの広報年1回以上	生物多様性に関する情報提供 市報やHPでの広報年1回以上	生物多様性に関する情報提供 市報やHPでの広報年1回以上	市報やHP、イベントなどにおいて、生物多様性の重要性、生き物のふれあい、環境に配慮した物品購入などの情報提供を行い、生物多様性に対する理解促進、行動につながります。

【生活環境】基本方針2 安全・安心に暮らせるまち

2-1 生活環境の確保

①低公害車の導入の推進・普及啓発

庁用車の低公害車の導入を推進するとともに、市民や事業者等への低公害車に関する情報提供などの普及啓発を行います。

●庁用車の低公害車導入の推進

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
42	庁用車の低公害車への転換 (内容) 庁用車を買替える際に低公害車を導入します。 【25年度実績】 96台のうち79台が低公害車※ここでの低公害車はハイブリッド車や電気自動車に限定したものではありません。	契約管財課	低公害車を1台購入	新車購入時に低公害車を導入	新車購入時に低公害車を導入	低公害車導入によって、地球温暖化防止や燃料費の削減を図ることができま

●低公害車導入の普及啓発

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
43	低公害車のPR (内容) 環境学習やイベント（環境まつりなど）で低公害車をPRします。	環境計画課	環境まつりなどのイベントを通じて低公害車の啓発 年1回以上	環境まつりなどのイベントを通じて低公害車の啓発 年1回以上	環境まつりなどのイベントを通じて低公害車の啓発 年1回以上	市報やHP、イベントなどを通じて、市民や事業者等に低公害車を紹介することにより、環境に配慮した自動車の利用促進が図られます。

②規制・基準などに関する事業者等への指導

騒音規制法や振動規制法、水質汚濁防止法、東京都環境確保条例などの関係法令に基づき、工場・指定作業場及び特定建設作業などの事業者等に対して指導を行います。

また、市報などを通じて、下水道の適正利用に関する普及啓発を進めます。

● 工場・指定作業場・特定建設作業場などへの指導

通番	主要な取組	担当課	26年度 取組	27年度 取組	28年度 取組	3年後の成果イメージ
44	事業場への指導 (内容) 事業者へ「特定施設」の届出書の提出を徹底させ、建設工事に伴い発生する騒音及び振動の低減などに配慮するよう適切な指導を行います。	環境計画課	事業者への指導	事業者への指導	事業者への指導	騒音規制法及び振動規制法に係る届出に基づく指導によって騒音及び振動の発生が抑制または低減されます。
45	建設工事への指導 (内容) 事業者へ「特定建設作業実施届出書」の提出を徹底させ、近隣住民への事前説明、低騒音・低振動型の機械の使用、防音シートの設置など行うよう適切な指導を行います。	環境計画課	事業者への指導	事業者への指導	事業者への指導	特定建設作業実施届出書の提出に基づく指導によって、近隣住民への工事の事前説明が行われ、また低騒音・低振動型の機会の使用、防音シートの設置などにより、近隣住民の生活環境の確保が図られます。

● 下水道の適正利用の普及啓発

通番	主要な取組	担当課	26年度 取組	27年度 取組	28年度 取組	3年後の成果イメージ
46	単体ディスポーザの使用禁止 (内容) 下水道管のつまりや破損の原因となるため、単体ディスポーザ(※)の使用禁止をPRします。 (※) 台所の排水口に設置し、調理くずを砕き、水と一緒に直接下水管へ流す装置のことです。	道路と下水道課	啓発活動 市報掲載 1回・HP 掲載 (単年)	啓発活動 市報掲載 1回・HP 掲載 (単年)	啓発活動 市報掲載 1回・HP 掲載 (単年)	環境への負荷の低減をはじめ、汚水処理費の低減と下水道施設の維持管理費用の低減、下水道施設の延命が図られます。

③ 悪臭の発生防止

工場、飲食店などで臭気を発生する事業者等に対して、換気設備などの設置及び維持管理などの指導を行います。

また、東京都環境確保条例に基づき、野焼きや小型焼却炉の使用に関する指導を行います。

● 悪臭の発生源者への指導

通番	主要な取組	担当課	26年度 取組	27年度 取組	28年度 取組	3年後の成果イメージ
47	事業者等への悪臭の発生抑制の指導 (内容) 臭気を発生させている事業者に対して、脱臭装置などの設置を指導します。	環境計画課	事業者への指導の継続	事業者への指導の継続	事業者への指導の継続	事業者へ脱臭装置などの設置など指導することによって近隣住民への悪臭の発生が抑制されます。
48	野焼きの指導 (内容) 東京都環境確保条例に基づき、野焼きや小型焼却炉の使用について適切に指導します。	環境計画課	発生源者への指導 野焼き禁止の広報市報掲載年1回	発生源者への指導 野焼き禁止の広報市報掲載年1回	発生源者への指導 野焼き禁止の広報市報掲載年1回	野焼き行為の禁止(祭事など除き)を周知するとともに、野焼きの発生源者を指導することによって、市民からの相談や通報、苦情が減少します。

④生活騒音・振動対策の推進

生活騒音・振動に関する相談に対して、必要に応じて現地調査を実施し、規制基準を超過する場合は、発生源者に対する指導を行います。

● 生活騒音・振動に関する調査・指導

通番	主要な取組	担当課	26年度 取組	27年度 取組	28年度 取組	3年後の成果イメージ
49	事業者等への指導(騒音発生の防止) (内容) 騒音を発生する設備を有する事業者に対して、防音対策などを指導します。	環境計画課	事業者等への指導	事業者等への指導	事業者等への指導	騒音の発生源者に対し、防音対策の指導などを行うことによって、市民からの相談や通報、苦情が減少します。

2-2 生活環境のモニタリング

①大気や水質などの測定

大気、水質、騒音・振動、ダイオキシン類(大気・土壌)やごみ焼却施設における排ガスなどについて継続的に測定し、環境に大きな影響を与える場合は必要に応じた対応

を行います。

●大気質、水質、騒音・振動、ダイオキシン類（大気・土壌）の測定（★重点プロジェクト4）

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
50	<p>大気質、水質、騒音・振動、ダイオキシン類（大気・土壌）の定期的測定</p> <p>（内容） 定期的に大気、井戸水、河川水、道路沿いの騒音・振動、ダイオキシン類（大気・土壌）の測定を行い、その結果（概要）は環境報告書において公表します。</p>	環境計画課	<p>大気環境調査7地点などの定期測定と公表の実施</p> <p>年1回公表</p>	<p>大気環境調査7地点などの定期測定と公表の実施</p> <p>年1回公表</p>	<p>大気環境調査7地点などの定期測定と公表の実施</p> <p>年1回公表</p>	<p>大気質、水質、騒音・振動、ダイオキシン類（大気・土壌）の定期測定を行うことによって、環境変化の推移を監視することができます。また市民等へ測定結果を公表することによって安全・安心な暮らしの確保が図られます。</p>

●ごみ焼却施設における排ガス、ダイオキシン類などの測定（★重点プロジェクト4）

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
51	<p>可燃ごみ焼却施設における排ガス、ダイオキシン類などの定期的測定</p> <p>（内容） 清掃センターの可燃ごみ焼却施設から発生する排ガスなどについて、公害物質除去のための薬剤処理を行うとともに、その効果について測定を行い、結果を公表します。</p>	ごみ対策課	<p>排ガス測定を月1回、排ガス中のダイオキシン類測定を年4回行い、HPで結果を公表</p>	<p>排ガス測定を月1回、排ガス中のダイオキシン類測定を年4回行い、HPで結果を公表</p>	<p>排ガス測定を月1回、排ガス中のダイオキシン類測定を年4回行い、HPで結果を公表</p>	<p>関係法令に基づき測定を実施し、基準が守られ環境保全が図られていることが確認できます。</p>

②空間放射線量などの測定

東日本大震災の影響を受けて、市民の安全・安心を確保するため、市放射能対策に関する基本的な対応方針に基づき、公共施設における空間放射線量などを継続的に測定し、基準より高い数値が出た場合は除染するとともに、必要に応じて国や東京都などの関係機関との連携・調整などの対応を行います。

また、市民に対しては、空間放射線量測定機器の貸出のほか、公共施設における空間放射線量測定結果の公表など、迅速な情報提供を行います。

●空間放射線量などの測定（★重点プロジェクト4）

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
52	空間放射線などの定期的測定 (内容) 「市放射能対策に関する基本的な対応方針」に基づき、公共施設における空間放射線量及び清掃センターの焼却灰・排ガス、給食残さなどを原料とするたい肥などの放射性物質濃度を測定し、データを公表します。	保育課，子育て支援課，ごみ対策課，緑と建築課，教育総務課	小中学校，保育園，公園など定点32箇所測定 市報やHPでの結果公表	小中学校，保育園，公園など定点32箇所測定 市報やHPでの結果公表	小中学校，保育園，公園など定点32箇所測定 市報やHPでの結果公表	小中学校や保育園，公園などの公共施設において，定期的な測定を実施し，データを公表することで，市民や保護者等に安心を与え，安全で安心な施設の利用が図れます。

2-3 化学物質対策の推進

①化学物質に関する情報の収集・提供

化学物質に関する情報を収集し，市民へわかりやすく情報提供を行います。

また，合成洗剤や農薬などについては，過度の使用を控えるなどの普及啓発を行います。

●化学物質に関する情報の収集・提供（★重点プロジェクト4）

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
53	化学物質に関する情報の収集・提供 (内容) 有害化学物質に関する情報を収集し，市民に提供するとともに，適正使用を啓発します。	環境計画課	有害化学物質のパンフレットの配架及び土壌履歴等の情報提供	有害化学物質のパンフレットの配架及び土壌履歴等の情報提供	有害化学物質のパンフレットの配架及び土壌履歴等の情報提供	有害化学物質に関する情報を収集し，市民や事業者等に提供することにより，化学物質の過度の使用を控えるなどの意識向上が図られます。
54	清掃センター焼却炉の維持管理及び公害防止調査結果の公表 (内容) 可燃ごみ焼却施設の点検整備及び集塵機のフィルターなどを定期的に交換し，ダイオキシン類などの発生の抑制に努めるとともに，排ガスなどの測定結果及び焼却炉の維持管理状況について情報提供を行います。	ごみ対策課	集塵機フィルターの交換，点検整備を実施し，排ガス等の測定結果と維持管理状況を年4回公表	集塵機フィルター点検整備を実施し，排ガス等の測定結果と維持管理状況を年4回公表	集塵機フィルター点検整備を実施し，排ガス等の測定結果と維持管理状況を年4回公表	関係法令に基づき測定を実施し，基準が守られ環境保全が図られていることが確認できます。

②化学物質に関する事業者への指導

東京都環境確保条例に基づき、対象事業者の届出により化学物質に関する使用量を把握するとともに、必要に応じて化学物質の適正な管理を指導します。

●化学物質の適正な管理の指導

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
55	事業者等への指導 (内容) 「東京都環境確保条例」に基づき、事業者等に対して化学物質に関する適正な管理を行うよう指導します。	環境計画課	事業者等への指導	事業者等への指導	事業者等への指導	対象事業者の届出により、特定化学物質の適正な管理状況を把握し、必要に応じた指導が行うことができます。

2-4 食の安全性の確保

①食の安全性の情報提供

食の安全性について、国や東京都などの関係機関などから情報を収集するとともに、市民などに対して、情報提供を行います。

●食に関する情報提供

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
56	食に関する情報の提供 (内容) 消費者に対し食の安全に関する情報提供を行い、啓発を行います。	経済課	HPなどによる啓発を実施 年1回以上	HPなどによる啓発を実施 年1回以上	HPなどによる啓発を実施 年1回以上	消費者が食に関する正しい知識・情報を得ることにより、食生活の安心・安全が確保されます。

②食育の推進

食に関する知識及び健全な食生活の実践などの普及啓発を図るため、講座や体験などを通して食育を進めます。

● 食育に関する講座・体験の提供、普及啓発

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
57	食育推進に関する事業連絡会 (内容) 「食育推進計画(健康増進計画を含む)」に関する各事業と課題について、庁内関係機関と情報共有及び意見交換を行います。	健康推進課	各課で実施している食育推進事業と課題について情報共有連絡会年1回以上開催	各課で実施している食育推進事業と課題について情報共有連絡会年1回以上開催	各課で実施している食育推進事業と課題について情報共有連絡会年1回以上開催	26年度末に「健康増進計画(食育基本計画を含む)」を策定し、その取組み方向に基づく事業が円滑に実施されます。
58	食育講座 (内容) 食に関する正しい知識や食べる楽しみなど健全な食生活を行うための講座を実施し、食育の啓発を行います。	健康推進課	食育講座を3回実施。市制50周年記念行事として天平時代の国分寺ごはんをつくる食育講座を7回実施	食育講座・出前食育講座年3回実施	食育講座・出前食育講座年3回実施	講座を通じて食に関する正しい知識や食べる楽しみになど健全な食生活ついて市民に浸透します。
59	食育に関する普及啓発 (内容) 市報・HPやパンフレット配布などによる食育の啓発を行います。	健康推進課	食育に関する啓発活動 市報年1回 市制50周年記念として天平時代の国分寺ごはんを市報に4回掲載 若者世代へ(東経大学生)にチラシ配布年1回	食育に関する啓発活動 市報年1回 若者世代へ(東経大学生)にチラシ配布年1回	食育に関する啓発活動 市報年1回 若者世代へ(東経大学生)にチラシ配布年1回	講座を通じて食に関する正しい知識や食べる楽しみになど健全な食生活ついて市民に浸透します。

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
60	食育の推進活動 (内容) 保育園の園庭での野菜作り、野菜の皮むき、クッキー作りなどの調理保育、バイキングのイベントなどにより食育を通じて子どもたちの環境意識の向上を図ります。	保育課	野菜作りや調理保育を実施 各園実施	野菜作りや調理保育を実施 各園実施	野菜作りや調理保育を実施 各園実施	「食を営む力」の育成に向け、毎日の生活と遊びの中で野菜を育てながら、食にかかわる体験を積み、食べることを楽しみ、大人や仲間と楽しみあう子どもに成長していくことが期待できます。
61	食育の推進活動 (内容) 児童館や学童保育所の庭のプランターなどで野菜などを育て、調理しておやつに食べることにより、食育を通じて子どもたちの環境意識の向上を図ります。	子育て支援課	児童館・学童保育所で実施 年20回以上	児童館・学童保育所で実施 年20回以上	児童館・学童保育所で実施 年20回以上	自分たちで育てた野菜を調理する経験が、食への関心、環境意識の向上につながっていきます。

③給食食材などの放射性物質濃度の測定

市放射能対策に関する基本的な対応方針に基づき、保育園・小中学校などで使用している給食食品や市内産農畜産物などの放射性物質濃度を測定し、検査基準値を超えた場合は食品の使用中止など必要に応じた対応を行います。

●給食食材などの放射性物質濃度の測定 (★重点プロジェクト4)

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
62	給食食品などの放射性物質濃度の測定 (内容) 「市放射能対策に関する基本的な対応方針」に基づき、給食食品や市内産農畜産物及び給食食材などの放射性物質濃度を測定し、検査基準値を超えた場合は食品の使用中止など必要な対応を行います。	経済課	給食食品等の測定及び、市報やHPによる結果の公表	給食食品等の測定及び、市報やHPによる結果の公表	給食食品等の測定及び、市報やHPによる結果の公表	保護者などに対し放射能に関する適正な情報提供を行うことで、給食食品等に関する安心・安全が確保されます。

【都市環境】基本方針3 環境に配慮した良好な都市空間を形成するまち

3-1 環境に配慮したみちづくり

①道路整備の推進

交通渋滞の解消や防災機能の向上などを図るため、都市計画道路の整備や、道路の拡幅、交差点改良、また、安全で快適かつ環境に配慮した歩道のバリアフリー化・透水性舗装などの道路整備を進めます。

- 都市計画道路の整備
- 道路の拡幅、交差点改良などの道路整備

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
63	低騒音舗装の採用 (内容) 舗装工事を実施する路線において、夜間環境基準に照らし必要なときは低騒音舗装を採用します。	道路と下水道課	市道幹7号線において約420m採用	市道幹7号線において約500m採用	舗装工事を実施する路線において、夜間環境基準に照らし必要なときは低騒音舗装を採用	沿道環境の向上が図られます。 (道路新設改良事業において、舗装工事を実施する際に考慮する取組であり、道路改修の優先順序路線の評価、夜間環境基準などの調整に基づき、必要性の有無を検討します。)
64	歩道のバリアフリー化 (内容) 歩道改修・設置工事の際は、道路構造令などに基づき、歩道のバリアフリー化を進めます。	道路と下水道課	市道東237号線改修工事において、歩道の改修工事実施約60m施工	歩道の改修や設置工事を行う場合に実施	歩道の改修や設置工事を行う場合に実施	道路通行の安全性の向上が図られます。 (道路新設改良事業において、歩道に関する工事を行う際に二次的に実施している取組であり、道路改修の優先順序路線の評価などの調整に基づき、必要性の有無を検討します。)
65 (26)	透水性舗装の推進 (内容) 歩道改修・設置工事の際に、歩道の透水性舗装を推進します。	道路と下水道課	市道東237号線改修工事の際に実施約50㎡施工	歩道の改修や設置工事を行う場合に実施	歩道の改修や設置工事を行う場合に実施	歩行性の改善、地下水涵養、下水道施設への負荷低減が図られます。 (道路新設改良事業において、歩道に関する工事を行う際に二次的に実施している取組であり、道路改修の優先順序路線の評価などの調整に基づき、必要性の有無を検討します。)

②自転車利用の推進

自転車駐車場の整備を行うとともに、自転車利用のマナーの向上やルールづくりなど、自転車利用の促進に向けた普及啓発を行います。

●自転車駐車場の整備 (★重点プロジェクト5)

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
66	自転車駐車場の整備 (内容) 駅周辺の自転車利用実態に適合した自転車駐車場の整備を図ります。	事業計画課	国分寺駅北口地下駐車場設計(約3,000台)	築造工事	築造工事	自転車駐車場の築造工事を実施します。

●自転車利用の促進の普及啓発 (★重点プロジェクト5)

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
67	自転車利用の促進に関する啓発 (内容) 地球温暖化防止や排気ガスの削減を目的に、市報やHP、イベント(環境まつり他)などで自転車利用の促進を啓発します。	環境計画課	環境まつりなどのイベントにおいて促進に向けた啓発 年1回以上	環境まつりなどのイベントにおいて促進に向けた啓発 年1回以上	環境まつりなどのイベントにおいて促進に向けた啓発 年1回以上	市報やHPなどを通じて、自転車利用の促進に向けた啓発活動によって自転車利用が促進されています。
68	自転車利用のルールの周知 (内容) 市民にパンフレットを配布して、自転車利用のルールを周知します。 【25年度実績】 放置自転車クリーンキャンペーン期間中(10月末)、自転車駐車場利用者へのパンフレット配布約15,000部	事業計画課	庁舎においてパンフレット配架 自転車駐車場において利用者へ配布	庁舎においてパンフレット配架 自転車駐車場において利用者へ配布	庁舎においてパンフレット配架 自転車駐車場において利用者へ配布	放置防止のため駅前の特に状況が改善されない部分について、周知、指導を強化し改善を図れます。

3-2 環境に配慮したまちづくり

①良質な住環境の創出

建築物の高さ基準、開発区域面積に応じた敷地内の緑化・空地、雨水浸透施設の設置など、まちづくり条例による開発・建築の規制・誘導を進め、良質な住環境を創出します。また、環境改善の観点から、空き地及び空き屋対策に取り組めます。

● 開発事業・建築協定・まちづくりに係る助言・指導

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
69	<p>開発・建築の規制・誘導</p> <p>(内容) 「まちづくり条例」において土地利用に関するルールを定め、安全で快適なまちづくりの実現を図るとともに、住環境を保全するため、開発事業に際しての敷地規模の最低限度を定め、適正な住宅敷地面積の確保を図ります。</p>	まちづくり推進課	まちづくり条例に基づき、土地利用に関する助言・指導	まちづくり条例に基づき、土地利用に関する助言・指導	まちづくり条例に基づき、土地利用に関する助言・指導	まちづくり条例に基づき、土地利用に関する助言・指導を行うことで、良質な住環境の創出が図られます。
70	<p>空き地及び空き家の適正な管理の促進</p> <p>(内容) 「空き地及び空き家等の適正な管理に関する条例」に基づき、空き地及び空き家等の所有者に対し、適正な管理を行うよう働きかけます。</p>	環境計画課	<p>空き地及び空き家等の適正な管理の促進</p> <p>条例施行に関する説明会の開催3回</p>	空き地及び空き家等の適正な管理の促進	空き地及び空き家等の適正な管理の促進	空き地及び空き家の所有者等に対し、市から適正な管理に係る助言、指導などが行われ、適正な管理が促進されます。

②地域住民の交流によるまちづくり

地域の防災力を高めるため、地域住民が主体となった防災まちづくり推進地区*の取組などを支援し、市民と市が協働して、災害に強いまちづくりを進めます。

また、むかしの井戸での井戸端会議や地域のひろばなどにおいて、地域の課題を話し合う機会を創出するなど、地域住民の交流によるまちづくりを促進します。

●防災まちづくりの推進

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
71	<p>防災まちづくり</p> <p>(内容) 地域社会において安全で住みよいまちづくりを積極的に推進するため、自治会・町内会などと協働のもと、防災まちづくりを進めます。</p>	防災安全課	<ul style="list-style-type: none"> ・防災まちづくり推進地区協定締結への支援（組織づくりの助言など） ・協定締結後の支援（専門家の派遣など） ・既存地区間の代表者会議開催 年1回 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災まちづくり推進地区協定締結への支援（組織づくりの助言など） ・協定締結後の支援（専門家の派遣など） ・既存地区間の代表者会議開催 年1回 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災まちづくり推進地区協定締結への支援（組織づくりの助言など） ・協定締結後の支援（専門家の派遣など） ・既存地区間の代表者会議開催 年1回 	自治会・町内会との協働のもと、災害に強く、より安全で住みよいまちづくりを進めることができます。
72	<p>地区防災センターの円滑な運営</p> <p>(内容) 災害時、地区防災センターの運営を円滑に行うことができるように、学校周辺の自治会などと連携を図ります。</p>	防災安全課	<p>地区防災センター運営マニュアルに基づく訓練の実施</p> <p>市総合防災訓練会場（七小）年1回実施</p> <p>初動要員（市職員）と周辺自治会が連携して備蓄倉庫の確認など</p>	<p>地区防災センター運営マニュアルに基づく訓練の実施</p> <p>市総合防災訓練会場 年1回実施</p> <p>初動要員（市職員）と周辺自治会が連携して備蓄倉庫の確認など</p>	<p>地区防災センター運営マニュアルに基づく訓練の実施</p> <p>市総合防災訓練会場 年1回実施</p> <p>初動要員（市職員）と周辺自治会が連携して備蓄倉庫の確認など</p>	学校周辺の自治会などと連携を図ることにより、迅速な災害時対応能力が発揮できます。

● 地域会議の促進

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
73	井戸端会議との連携 (内容) 地域の公園に設置してある「むかしの井戸」で市民防災推進委員が中心となって定期的に開催している「井戸端会議」に必要な支援を図ります。 (※) ツイッター：パソコンや携帯電話などで140文字以内の短文を投稿できる情報サービスのことです。	防災安全課	定期開催への支援（井戸水の簡易水質検査キットの配布や井戸端会議への参加及びツイッター(※)等を利用した市民への広報)	定期開催への支援（井戸水の簡易水質検査キットの配布や井戸端会議への参加及びツイッター等を利用した市民への広報)	定期開催への支援（井戸水の簡易水質検査キットの配布や井戸端会議への参加及びツイッター等を利用した市民への広報)	むかしの井戸における井戸端会議を開催することにより、地域コミュニティの形成及び共助による地域防災力の向上が図られます。
74	地域の青少年育成 (内容) 市内5地区の青少年育成地区委員会活動を支援します。	社会教育・スポーツ振興課	5地区の支援補助金の交付，地区委員会（連絡会議）年10回，合同研修の実施支援年1回	5地区の支援補助金の交付，地区委員会（連絡会議）年10回，合同研修の実施支援年1回	5地区の支援補助金の交付，地区委員会（連絡会議）年10回，合同研修の実施支援年1回	各地域で児童、青少年の健全育成のための取組が活発に行われます。
75	住民合意のまちづくり (内容) 地域の特性や課題を地域住民が共有し，協働のまちづくりを進めるまちづくり条例の仕組みの活用を奨励するとともに，必要な支援を図ります。	まちづくり推進課	市報などによる情報提供と支援の実施 専門家派遣制度やまちづくり協議会等への助成制度の運用など	市報などによる情報提供と支援の実施 専門家派遣制度やまちづくり協議会等への助成制度の運用など	市報などによる情報提供と支援の実施 専門家派遣制度やまちづくり協議会等への助成制度の運用など	情報提供と支援の実施を行うことで，住民合意のまちづくりの促進が図られます。
76	地域づくり (内容) コミュニティの活性化・地域福祉の充実を図ります。	協働コミュニティ課	地域・団体交流会等の実施自治会町内会連絡会の実施（年3回）	地域・団体交流会等の実施自治会町内会連絡会の実施（年3回）	地域・団体交流会等の実施自治会町内会連絡会の実施（年3回）	多くの市民による参加と協働が推進され，地域コミュニティが活性化します。自治会町内会の加入率が44%まで増加します。

③まちの美化活動の促進

ポイ捨ての防止及び路上喫煙の規制に関する啓発活動を行うとともに、不法投棄防止のパトロール、市内一斉清掃活動の実施など、市民や事業者等のまちの美化活動を促進します。路上の放置自転車や違法看板を撤去し、歩行者などの円滑な通行を確保します。

●ポイ捨ての防止及び路上喫煙の規制に関する啓発活動、不法投棄防止のパトロール

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
77	ポイ捨ての防止及び路上喫煙の規制に関する啓発 (内容) 市民・事業者・市が協働してポイ捨てなどの防止、喫煙マナー向上の啓発活動を行い、まちの美化を促進します。	環境計画課	マナーアップキャンペーンの実施 月1回実施	マナーアップキャンペーンの実施 月1回実施	マナーアップキャンペーンの実施 月1回実施	市民や事業者等との協働によるキャンペーン活動を通じて、市民等にポイ捨ての防止と路上喫煙の規制について理解の促進及び行動につながります。
78	不法投棄の防止活動 (内容) 不法投棄防止のパトロールを行うとともに、市報などで啓発活動を行います。	ごみ対策課	不法投棄防止の日中パトロール(平日)ほか早朝パトロール(月1回程度)実施 啓発活動の実施 市報やHPなどの掲載 年1回以上	不法投棄防止の日中パトロール(平日)ほか早朝パトロール(月1回程度)実施 啓発活動の実施 市報やHPなどの掲載 年1回以上	不法投棄防止の日中パトロール(平日)ほか早朝パトロール(月1回程度)実施 啓発活動の実施 市報やHPなどの掲載 年1回以上	ルールに従ったごみの適正な排出が行われ、まちの美化が図られます。

●市内一斉清掃活動

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
79	クリーン運動の実施 (内容) 国分寺市民クリーン運動実行委員会を主体に、自治会・町内会などと連携し、公共の場所の一斉清掃を行います。	環境計画課	クリーン運動の実施 年1回実施	クリーン運動の実施 年1回実施	クリーン運動の実施 年1回実施	市民や事業者等との協働による市内一斉清掃のクリーン運動を通じて、市民等のまちの美化意識の向上が図られます。

● 放置自転車などの撤去による円滑な通行の確保

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
80	放置自転車などの撤去 (内容) 公共の場所に放置された自転車、道路上の不法占用物、違反看板などの撤去を行い、円滑な通行を確保します。	事業計画課 道路と下水道課	道路上の不法占用物などの撤去による円滑な通行の確保 駅頭キャンペーン実施 年1回	道路上の不法占用物などの撤去による円滑な通行の確保 駅頭キャンペーン実施 年1回	道路上の不法占用物などの撤去による円滑な通行の確保 駅頭キャンペーン実施 年1回	公共の場所に放置された自転車を撤去することで円滑な通行の確保に寄与しています。

3-3 地域性豊かな景観の形成

① 地域特性にあった景観づくり

「国分寺市景観まちづくり指針」の普及啓発により、自然や歴史的景観、まち並み景観などに対する市民や事業者等への関心を高めます。

また、建築物の高さや意匠、緑化などのルールを定めた地区計画の策定や建築協定の締結など、地域住民との協働によるまちづくりを進めます。

● 景観まちづくり指針の普及啓発

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
81	景観形成の方針の活用 (内容) 平成22年度に策定した「景観まちづくり指針」に基づき啓発事業を実施することで、市民の景観まちづくりに係る関心を高めます。	まちづくり推進課	景観指針に基づく啓発事業の実施 イベント参加やまちづくりセンターとの連携による啓発活動	景観指針に基づく啓発事業の実施 イベント参加やまちづくりセンターとの連携による啓発活動	景観指針に基づく啓発事業の実施 イベント参加やまちづくりセンターとの連携による啓発活動	景観指針に基づく啓発事業の実施により、市民及び事業者の景観まちづくりに係る関心の向上が図られます。

② 歴史遺産及び文化財の調査・保存・活用

国指定史跡武蔵国分寺跡などの公有化による歴史公園の整備、新たな文化財調査などにより、市内の歴史遺産及び文化財の保存・整備を進めます。

また、文化財愛護ボランティアの養成や文化財めぐりなどのイベントの開催、観光マ

ップなどの広報活動の充実などにより、文化財とのふれあいを推進するとともに、歴史観光資源の活用を進めます。

● 史跡指定地の公有化・歴史公園の整備

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
82 (9)	歴史公園の整備 (内容) 「国指定史跡武蔵国分寺跡附東山道武蔵路跡保存管理計画」等に基づき、史跡武蔵国分寺跡などの歴史公園の整備を進めます。	ふるさと文化財課	講堂跡基壇周辺の環境整備 講堂跡基壇への市民制作瓦の埋め込み ※第1工区終了、第2工区実施設計	金堂跡基壇復元整備	鐘楼跡・中門復元公園南側環境整備	僧寺地区伽藍中枢部について23～28年度までの6箇年計画に基づく整備工事が終了し、翌29年度より市立歴史公園として供用開始を予定しています。
83	(仮称) 郷土博物館 (内容) 史跡公園の整備にともない、(仮称) 郷土博物館構想の具体化を図ります。	ふるさと文化財課	(仮) 郷土博物館構想を補完する武蔵国分寺跡資料館を展示施設として活用	(仮) 郷土博物館構想を補完する武蔵国分寺跡資料館を展示施設として活用(建設用地選定)	(仮) 郷土博物館構想を補完する武蔵国分寺跡資料館を展示施設として活用(建設用地決定)	郷土博物館構想を補完する武蔵国分寺跡資料館を活用し、武蔵国分寺等、市内から出土した資料を分かりやすく展示します。

● 新たな文化財調査の実施 (★重点プロジェクト6)

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
84	市内総合文化財調査 (内容) 「市内総合文化財調査計画」に基づき、市内に所在するさまざまな文化財の所在調査を行い、目録に登載することによって、文化財の保護を図ります。	ふるさと文化財課	調査の実施(文化財の所在・現状把握のための予備調査)	調査の実施(史跡・名勝・天然記念物の調査)	調査の実施(無形文化財・無形民俗文化財の調査)	市内に所在するさまざまな文化財の所在調査が行われ、順次目録へ登載されています。

● 歴史遺産及び文化財とのふれあいの推進 (★重点プロジェクト6)

通番	主要な取組	担当課	26年度 取組	27年度 取組	28年度 取組	3年後の成果イメージ
85	文化財とのふれあい推進 (内容) 縄文土器づくり教室, 市内文化財めぐり, 徒歩で行く市外文化財めぐりなどを実施します。	ふるさと文化財課	文化財の見学会などの実施年3回以上実施 参加者数580人	文化財の見学会などの実施年3回以上実施 参加者数580人	文化財の見学会などの実施年3回以上実施 参加者数580人	市内文化財めぐり等の普及事業を実施し, 文化財への親しみ, 興味をいなくすることができます。

● 歴史遺産及び文化財に関する広報活動の充実 (★重点プロジェクト6)

通番	主要な取組	担当課	26年度 取組	27年度 取組	28年度 取組	3年後の成果イメージ
86	広報の充実 (内容) 歴史・観光マップを配布するほか, 案内板などを整備します。	経済課	観光案内版の整備1箇所, 観光案内用の携帯端末を使用したソフトの開発・一部供用開始, 観光名所を巡るスタンプラリーの開催	観光案内用の携帯端末を使用したソフトの開発・供用開始	観光案内版の整備1箇所, 観光イベントの開催	市外からの来訪者にとって, 国分寺市がより観光しやすいまちになっています。
87	広報の充実 (内容) 歴史・観光マップを配布するほか, 案内板などを整備します。	ふるさと文化財課	案内板の整備, 国分寺市重要文化財指定, 指定文化財の案内板設置 (小型海獣葡萄鏡・金堂製円形飾り金具案内)	国分寺市重要文化財指定, 指定文化財の案内板設置 (力石・旧屋敷林)	伽藍中枢地区で4~5枚程度の解説板を設置予定	歴史, 観光マップを配布し武蔵国分寺周辺を周知しまた, 案内板, 解説版を整備し来訪者等への利便を図ります。

【地球環境】

基本方針4 資源が循環し、エネルギーが有効に利用される 地球にやさしいまち

4-1 地球温暖化対策の推進

①地球温暖化対策の計画的な推進

市の事務事業を対象とした「国分寺市地球温暖化防止行動計画」(市役所版)に基づき、市は公共施設の省エネルギー化の推進、ノーカーデーの実施、グリーン購入の推進、節電行動などによって、二酸化炭素などの温室効果ガス排出量を削減し、地球温暖化対策を進めます。

また、地域のエネルギーの方向性などを含め、市域を対象とした総合的な地球温暖化対策実行計画(市域版)策定の検討を進めます。

さらに、市報などを通じて、市民や事業者等へ公共交通機関の利用促進、エコドライブなどの地球温暖化防止に関する普及啓発を進めます。

●地球温暖化防止行動計画(市役所版)の推進

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
88	庁用車の使用抑制 (内容) ノーカーデーを設定し庁用車の使用の休止・抑制を実施します。	契約管財課	毎週水曜日にノーカーデーを実施	毎週水曜日にノーカーデーを実施	毎週水曜日にノーカーデーを実施	庁用車の利用回数が減り、燃料費や事故の削減にもつながります。
89	地球温暖化防止行動計画(市役所版)の推進 (内容) 「地球温暖化防止行動計画(対象：市の事務事業)」に基づき、省エネルギー機器の導入、省エネ行動などを実施し、温室効果ガス排出の抑制、省資源・省エネルギーを進めます。	環境計画課	平成24年度を基準として平成30年度までにCO ₂ 排出量を15%以上削減	平成24年度を基準として平成30年度までにCO ₂ 排出量を15%以上削減	平成24年度を基準として平成30年度までにCO ₂ 排出量を15%以上削減	「地球温暖化防止行動計画(市役所版)」に基づく省エネルギーや省資源の取組の推進により、市の事務及び事業におけるCO ₂ 排出量が着実に削減されます。

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
90	グリーン購入の推進 (内容) 再生材などを使用した環境負荷の少ない製品の購入を推進します。	環境計画課	平成27年度版グリーン購入ガイドラインの作成 、庁内イントラネットの活用、ポスター掲示年1回以上	平成28年度版グリーン購入ガイドラインの作成 、庁内イントラネットの活用、ポスター掲示年1回以上	平成29年度版グリーン購入ガイドラインの作成 、庁内イントラネットの活用、ポスター掲示年1回以上	庁内におけるグリーン購入の推進によって、環境負荷の少ない物品等の購入が進み、資源の有効利用と省資源化が図られます。

● 地球温暖化対策実行計画（市域版）の検討

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
91	地球温暖化対策実行計画（市域版）の策定 (内容) 先進事例の情報を収集しながら、地球温暖化対策実行計画（市域版）の策定に向けた具体的検討を行います。	環境計画課	策定に向けた基礎調査（事例収集）	策定に向けた課題抽出など	策定に向けた具体的な協議・調整	市域全体を対象にした地球温暖化対策実行計画の策定に向けて、具体的な検討が進められます。

● 地球温暖化防止の普及啓発（★重点プロジェクト5）

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
92	公共交通機関利用促進に関する啓発 (内容) 市報やHP、イベント（環境まつり他）などにおいて、公共交通機関の利用などによるエネルギー消費量削減を啓発します。	環境計画課	環境まつりなどのイベントにおいて啓発 年1回以上	環境まつりなどのイベントにおいて啓発 年1回以上	環境まつりなどのイベントにおいて啓発 年1回以上	市報やHPなどを通じて、公共交通機関の利用促進に向けた啓発活動によって市民や事業者等の意識向上が図られます。

②地球温暖化への適応

近年、地球温暖化の影響と見られる猛暑などによって、熱中症が増加しています。こうした気候変動の予測や、熱中症の増加など懸念される影響について情報を収集するとともに、市民や事業者等には、夏期の打ち水の推奨や公共施設でクールシェアを行うなど、熱中症の予防策について普及啓発を進めます。

●熱中症予防などの普及啓発

通番	主要な取組	担当課	26年度 取組	27年度 取組	28年度 取組	3年後の成果イメージ
93	熱中症の予防に関する啓発活動 (内容) 夏場の熱中症予防対策として、注意喚起や予防法などを市報やHPなどで広報します。	健康推進課	市報やHP・チラシによる広報 年1回	市報やHP・チラシによる広報 年1回	市報やHP・チラシによる広報 年1回	熱中症の予防に関する知識が市民に浸透します。
94	熱中症の予防に関する啓発活動 (内容) 夏場の熱中症対策として、予防方法などを市報やHPなどで広報を行うほか、熱中症予防に関する各種教室、出前講座により、啓発活動を行います。	高齢者相談室	市報や各種講座などによる啓発を実施 講座等 年6回以上 市報 年1回	市報や各種講座などによる啓発を実施 講座等 年6回以上 市報 年1回	市報や各種講座などによる啓発を実施 講座等 年6回以上 市報 年1回	高齢者が熱中症に陥らないよう夏季期間過ごすことへの注意喚起が地域の取り組みとして意識付けられています。

4-2 省エネルギー・省資源の促進

①省エネルギー・省資源行動の促進

家庭におけるエネルギー使用量、二酸化炭素排出量を月1回記録することで、省エネルギーの意識を高める手段としての「環境家計簿」を普及拡大するとともに、市報やホームページ（HP）などを通じて、家庭や事業所などにおける具体的な節電対策、省エネルギー機器に関する情報など、省エネルギー・省資源に関する情報提供を行います。

●環境家計簿の普及拡大（★重点プロジェクト8）

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
95	環境家計簿の普及啓発 (内容) 市民の省エネルギー・省資源などの意識を高める手段として、環境家計簿の普及啓発を推進します。	環境計画課	環境家計簿モニターの実施(50世帯)、イベント(国分寺まつり他)などにおいて促進に向けた啓発(年1回以上)	環境家計簿モニターの実施(60世帯)、イベント(国分寺まつり他)などにおいて促進に向けた啓発(年1回以上)	環境家計簿モニターの実施(70世帯)、イベント(国分寺まつり他)などにおいて促進に向けた啓発(年1回以上)	環境家計簿モニターの参加者の増加、イベントなどによる啓発によって、市民の省エネルギー、省資源の取組が促進されます。

●省エネルギー・省資源に関する情報提供（★重点プロジェクト8）

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
96	グリーン購入に関する啓発 (内容) 市民や事業者に対して、市報やHPなどで、環境負荷の少ない製品のグリーン購入について情報提供を行います。	環境計画課	市報やHPなどによる啓発 年1回以上	市報やHPなどによる啓発 年1回以上	市報やHPなどによる啓発 年1回以上	市報やHPなどを通じて、市民や事業者等においても環境負荷の少ない製品のグリーン購入が浸透しています。

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
97	省エネルギー及び温室効果ガス削減に関する情報提供 (内容) 環境月間、地球温暖化防止月間などに併せて、省エネルギーに関する具体的取組を広報します。	環境計画課	市報などによる啓発 年2回以上広報	市報などによる啓発 年2回以上広報	市報などによる啓発 年2回以上広報	市報やHPを通じて、省エネルギーに関する具体的な情報を提供することにより、市民や事業者等の地球温暖化防止行動が促進されます。

4-3 再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進

①再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進

新たに公共施設を整備する際は太陽光などの再生可能エネルギーの導入を図ります。

家庭においては、太陽光発電機器や燃料電池コージェネレーション機器などの設置費用の一部を助成することで、再生可能エネルギーの導入・創エネルギーを推進し、エネルギーの有効利用、地球温暖化対策を行います。

● 公共施設における再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
98	公共施設における太陽光発電等の導入 (内容) 公共施設の新設・大規模改修の際に、環境配慮チェックシートを使用し、太陽光発電機器等の導入を推進します。	環境計画課	公共施設の新設・大規模改修の際に実施	公共施設の新設・大規模改修の際に実施	公共施設の新設・大規模改修の際に実施	公共施設の新設・大規模改修の際に、太陽光発電機器等の設置を行うことで、エネルギーの有効利用を図り、地球温暖化対策の推進が図られます。

●家庭における再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの促進（★重点プロジェクト8）

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
99	<p>住宅用太陽光発電機器等設置助成</p> <p>（内容） 災害に強い自立したエネルギーを確保し、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減、省資源・省エネルギーの推進のため、家庭向けの創エネルギー機器設置費用の一部を助成します。</p> <p>【25年度実績】 太陽光発電機器…70件 燃料電池…42件 ガス発電給湯器…0件</p>	環境計画課	<p>太陽光発電機器 80件 燃料電池 38件 ガス発電給湯器 4件</p> <p>市報やHPでの広報 年1回以上</p>	<p>太陽光発電機器・燃料電池・ガス発電給湯器の設置助成実施</p> <p>市報やHPでの広報 年1回以上</p>	<p>太陽光発電機器・燃料電池・ガス発電給湯器の設置助成実施</p> <p>市報やHPでの広報 年1回以上</p>	<p>家庭における太陽光発電等の再生可能エネルギーや創エネルギー機器の導入によって、エネルギーの有効利用、地球温暖化防止として、温室効果ガス（CO₂換算）排出量の削減につながります。</p>

4-4 ごみの発生抑制，減量化・資源化の推進

①ごみの発生抑制

リデュース（ごみになる物をつくらない、買わない）リユース、（物を捨てずに人に譲ったり、繰り返し使う）の促進による発生抑制を図ります。

レジ袋削減などに積極的に取り組むリサイクル推進協力店制度の推進のほか、市報等を通じて、ごみの排出抑制を重視した暮らしに関する普及啓発を進めます。

●リサイクル推進協力店制度の推進

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
100	<p>リサイクル推進協力店制度の拡充と啓発</p> <p>（内容） 事業系廃棄物の減量化・資源化に関する説明会を開催し、事業者に対し積極的な働きかけを行い、ごみ減量・資源化に関する意識を啓発し、資源の循環を図るためペットボトルの自主回収などのリサイクル推進協力店を増やす等、制度の拡充と啓発を進めます。</p>	ごみ減量推進課	<p>商店等に過剰包装・使い捨て商品の抑制の協力を要請し、関係機関と広域的に連携して、さらに実効性を高める。協力店舗数 累計20店</p>	<p>商店等に過剰包装・使い捨て商品の抑制の協力を要請し、関係機関と広域的に連携して、さらに実効性を高める。協力店舗数 累計100店</p>	<p>検証及び見直し</p>	<p>過剰包装・使い捨て商品の抑制が促進され、リサイクル推進協力店、スーパー、コンビニエンスストアと連携し、マイバッグ運動や自主回収が推進されています。</p>

● ごみの排出抑制の普及啓発

通番	主要な取組	担当課	26年度 取組	27年度 取組	28年度 取組	3年後の成果イメージ
101	図書館資料のリユース (内容) 除籍した図書館資料をリサイクル図書コーナーに置き、市民に提供します。	図書館課	市内5館 で実施 15,000冊 (単年)	市内5館 で実施 15,000冊 (単年)	市内5館 で実施 15,000冊 (単年)	資料のリユースにより、市民が環境への配慮について意識が高まります。
102	購入先へ返却 (内容) ペットボトル、白色トレイ、びん、カンなどを販売店に返す運動を市民とともに進めます。	ごみ対策課 ごみ減量推進課	国分寺まつりや地域センターまつりなどの機会を活用し、ペットボトルなどの購入先への返却について、廃棄物減量等推進委員と協働で啓発活動を実施 20回	国分寺まつりや地域センターまつりなどの機会を活用し、ペットボトルなどの購入先への返却について、廃棄物減量等推進委員と協働で啓発活動を実施 20回	国分寺まつりや地域センターまつりなどの機会を活用し、ペットボトルなどの購入先への返却について、廃棄物減量等推進委員と協働で啓発活動を実施 20回	過剰な包装は断る、マイバッグを持参する、詰め替え製品を利用するなどの行動を行っています。繰り返し使える製品を購入し、簡易包装や資源回収等を進めている販売店を利用しています。

②ごみの減量化・資源化の推進

家庭用生ごみ処理機器購入助成の普及促進、給食残さ・せん定枝・家庭の厨芥類のたい肥化、リサイクル家具の販売、陶磁器、小型家電、金物類やごみ焼却灰の再資源化、清掃指導員による分別指導などのほかに、多摩地域各市の先行事例の分析・研究を行い、ごみの減量化・再資源化を推進することによって、資源の循環、ごみ焼却に伴い発生する二酸化炭素排出量の削減を進めます。

● 生ごみ処理機器購入助成の普及促進 (★重点プロジェクト7)

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
103	<p>生ごみ処理機器の普及促進</p> <p>(内容) 生ごみ処理機器(ごみけしくん, 市販型)の購入費の一部を助成するとともに, 啓発活動により普及を図ります。</p>	ごみ減量推進課	<p>ごみけしくん 243台(累計) 市販型 454台(累計)</p> <p>市民活動団体との協働事業による説明会の開催や, 各種イベント(環境まつりなど)においての啓発活動など</p>	<p>ごみけしくん 330台(累計) 市販型 614台(累計)</p> <p>市民活動団体との協働事業による説明会の開催や, 各種イベント(環境まつりなど)においての啓発活動など</p>	検証及び見直し	<p>ごみけしくん 330台(累計) 市販型 614台(累計)</p> <p>市民活動団体との協働事業による説明会の開催や, 各種イベント(環境まつりなど)においての啓発活動により生ごみ処理器の普及が促進されています。</p>

● 給食残さ・せん定枝・家庭の厨芥類のたい肥化 (★重点プロジェクト7)

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
104	<p>給食残さ・家庭の厨芥類及びせん定枝のたい肥化</p> <p>(内容) 小学校や保育園の給食残さ, 集合住宅及び戸建住宅(自治会単位など)の生ごみ及び家庭のせん定枝をたい肥化し, 小学校, 保育園の園芸や家庭菜園などでの利用を促進します。</p>	ごみ減量推進課	<p>市報やHPなどの啓発によって ①小学校や保育園の給食残さ 16箇所 101t → 20tのたい肥化 ②家庭の生ごみたい肥化累計 520世帯 76tの減量 ③せん定枝たい肥化 112tの減量</p>	<p>市報やHPなどの啓発によって ①小学校や保育園の給食残さ 16箇所 101t → 20tのたい肥化 ②家庭の生ごみたい肥化累計 720世帯 107tの減量 ③せん定枝たい肥化 126tの減量</p>	検証及び見直し	<p>集合住宅, 自治会の生ごみたい肥化として, 1世帯(平均2.1人)の年間の生ごみ排出量 152kgを有効活用することにより, もやせるごみの減量となります。平成27年度給食残さ 101t, せん定枝 126t, 生ごみたい肥化たい肥化協力世帯数累計目標 720世帯 107tの減量を目指します。</p>

● ごみの減量化・資源化の推進

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
105	<p>ごみの減量化・資源化の推進</p> <p>(内容) 「一般廃棄物処理基本計画やごみ減量化資源化行動実施計画(アクションプラン)」に基づき、ごみの減量化・資源化を推進します。</p>	ごみ減量推進課	<p>水切り・天日干し運動や生ごみ・せん定枝の資源回収などの具体的な施策を展開 1人1日あたりごみ排出量 608.9g 資源化率 38.6%</p>	<p>水切り・天日干し運動や生ごみ・せん定枝の資源回収などの具体的な施策を展開 1人1日あたりごみ排出量 598.3g 資源化率 40.0%</p>	検証及び見直し	<p>ごみ量(もやせるごみ・もやせないごみ・粗大ごみ・有害ごみ)▲4,451t(1人1日▲104.2g)の減量、分別による資源物1,731t(1人1日39.5g)を目指します。</p> <p>▲…マイナスを表します。</p>
106	<p>焼却灰の再資源化</p> <p>(内容) 清掃センターの可燃ごみ焼却施設から排出される焼却灰を最終処分場に搬出し、エコセメントとして再資源化します。</p>	ごみ対策課	<p>24年度実績に基づく搬入配分量(割当) 焼却灰 2,261t</p>	<p>25年度実績に基づく搬入配分量(割当)の再資源化</p>	<p>26年度実績に基づく搬入配分量(割当)の再資源化</p>	<p>最終処分場の延命化及び焼却灰の資源化が図られます。</p>

● 分別の指導・普及啓発

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
107	<p>分別の周知・指導</p> <p>(内容) 市報やごみリサイクルカレンダーなどを通じて分別のルールを周知し、清掃指導員によるごみ分別指導や廃棄物減量等推進委員及びリサイクル指導員による啓発活動を行います。</p>	ごみ対策課 ごみ減量推進課	<p>不分別者及び市民要望による随時分別指導の実施</p>	<p>不分別者及び市民要望による随時分別指導の実施</p>	検証及び見直し	<p>もやせるごみに混入している紙・衣類▲2,094t、資源プラスチック類▲435tの減量を、もやせないごみに混入している資源プラスチック類▲192tの減量を目指します。</p> <p>▲…マイナスを表します。</p>

③ごみ減量や分別などの普及啓発

ごみ・リサイクルカレンダーの作成・配布，協働による分別体験説明会・イベントの開催，資源物の集団回収の推奨，リーフレットの作成や市報などを通じて，ごみ減量や分別に関する普及啓発を進めます。

●ごみ・リサイクルカレンダーの作成・配布

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
108	<p>ごみリサイクルカレンダーによるごみの減量化・資源化や分別のルール啓発</p> <p>(内容) 分別ルールなどを記載したごみリサイクルカレンダーを全戸配布し，啓発を行います。</p>	ごみ対策課 ごみ減量推進課	<p>ごみ・リサイクルカレンダーによる分別ルールの啓発，27年度版カレンダーの作成及び各戸配布</p> <p>カレンダーの検証及び見直し(検討委員会8回)</p>	<p>ごみ・リサイクルカレンダーによる分別ルールの啓発，28年度版カレンダーの作成及び各戸配布</p> <p>カレンダーの検証及び見直し(検討委員会8回)</p>	<p>ごみ・リサイクルカレンダーによる分別ルールの啓発，29年度版カレンダーの作成及び各戸配布</p> <p>カレンダーの検証及び見直し(検討委員会8回)</p>	ごみ・リサイクルカレンダーの記載内容などの検証及び見直しを行い，より分かりやすく，ごみの減量化・資源化や分別のルールの啓発がされています。

●分別体験説明会，イベントの開催 (★重点プロジェクト7)

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
109	<p>説明会やイベントなどでの啓発活動</p> <p>(内容) 分別体験説明会をはじめ，国分寺まつり，環境まつりなどの各種イベントにおいて，協働によるごみの減量・資源化，分別について啓発活動を推進します。</p>	ごみ対策課 ごみ減量推進課	<p>分別説明会の実施28回</p> <p>国分寺まつりなどのイベントでの啓発20回</p>	<p>分別説明会の実施28回</p> <p>国分寺まつりなどのイベントでの啓発20回</p>	<p>検証及び見直し</p>	<p>出前講座や説明会等の開催，リサイクル情報紙の発行，ホームページ・掲示板の充実を図ります。また，施設見学会，3R講座の開催，集団回収等の連絡会，ビデオや広報誌の活用による啓発活動が推進されています。</p>

● ごみ減量や分別などの普及啓発

通番	主要な取組	担当課	26年度 取組	27年度 取組	28年度 取組	3年後の成果イメージ
110	<p>広報活動の充実</p> <p>(内容) 市報特集号やHPなどを通じて、ごみ減量・資源化の啓発を行います。</p>	<p>ごみ対策課 ごみ減量推 進課</p>	<p>市報やHPなどを通じたごみ・資源物の分別に関する啓発</p> <p>年1回以上広報</p>	<p>市報やHPなどを通じたごみ・資源物の分別に関する啓発</p> <p>年1回以上広報</p>	<p>市報やHPなどを通じたごみ・資源物の分別に関する啓発</p> <p>年1回以上広報</p>	<p>啓発によってごみ分別ルールの周知によって減量及び資源化が図られています。</p>

【環境教育・環境学習】

基本方針5 地域に学び、人のつながりや活動を生み出すまち

5-1 環境教育・環境学習の推進

①多様な主体による環境教育・環境学習の推進

小中学校、公民館、地域センターなどを環境教育・環境学習の拠点施設として、市民、事業者等、学校や市などの多様な主体による講座や学習会を開催するなど、環境教育・環境学習を推進します。

また、市職員においては、環境教育・環境学習に関する講座や研修会などに積極的に参加し、環境意識の向上を図ります。

●多様な主体による環境教育・環境学習の推進 (★重点プロジェクト7,8)

通番	主要な取組	担当課	26年度 取組	27年度 取組	28年度 取組	3年後の成果イメージ
111	公民館における「環境教育・環境学習」の推進 (内容) 各公民館の地域特性などを活かして、体験学習や講座など環境教育・環境学習を推進します。	公民館課	環境学習講座などの実施 2館以上実施	環境学習講座などの実施 2館以上実施	環境学習講座などの実施 2館以上実施	公民館では、環境学習講座・講演会を継続的に実施し、多くの市民が環境について学んでいます。
112	環境に関する啓発活動 (内容) 世界環境デー（6月）に合わせ、市内全図書館で、環境問題に関する資料の展示コーナーを設置します。	図書館課	環境に関する図書・資料の展示コーナーを設置 5館で実施	環境に関する図書・資料の展示コーナーを設置 5館で実施	環境に関する図書・資料の展示コーナーを設置 5館で実施	環境に関する展示コーナーを設置することによって、市民の環境意識の向上に資することができます。
113	環境学習の実施 (内容) 小中学生に市が実施している環境施策を紹介します。	環境計画課	職員を講師として小中学校に派遣 年3回以上実施	職員を講師として小中学校に派遣 年3回以上実施	職員を講師として小中学校に派遣 年3回以上実施	小中学生に市の環境施策を紹介することによって身の回りや地域などの環境について関心を抱き、環境学習の促進につながります。

通番	主要な取組	担当課	26年度 取組	27年度 取組	28年度 取組	3年後の成果イメージ
114	<p>環境学習・啓発活動体制の推進</p> <p>(内容) 市内小学校の清掃センター社会科見学, 出前講座, 分別説明会, 環境まつりなどにおいて, 子どもから大人までごみについて理解できるような取組を図ります。</p>	ごみ対策課 ごみ減量推進課	<p>職員が講師として啓発を実施 清掃センター見学10回, イベント(環境まつりなど)20回, 市民要望(出前講座・説明会など)15回</p>	<p>職員が講師として啓発を実施 清掃センター見学10回, イベント(環境まつりなど)20回, 市民要望(出前講座・説明会など)15回</p>	検証及び見直し	ごみ問題への関心を深め, 環境に対しての意識の高揚が図れ, ごみの減量化・資源につながる活動が推進しています。
115	<p>3R講座の開催</p> <p>(内容) 市のごみの現状と処理について理解し, 市民と行政が協働して地域のごみ問題を解決する3R講座を開催します。</p>	ごみ減量推進課	<p>3R講座の開催 全10講座開催 参加者目標50名</p>	<p>3R講座の開催 全10講座開催 参加者目標50名</p>	検証及び見直し	3R講座修了者が廃棄物減量等推進委員となって, 市と協働で地域のごみ問題の解決に向けて啓発活動に広く取り組んでいます。
116	<p>清掃センターの見学</p> <p>(内容) 社会科見学, 夏休み親子見学会や環境まつりなどにおいて, ごみの発生から中間処理, 最終処分までの過程を講義するとともに, 焼却施設や生ごみのたい肥化などを見学することで, ごみの排出抑制, 減量化・資源化を考える機会を提供します。</p>	ごみ対策課	<p>夏休み親子見学会・環境まつりでの見学会の実施 6回以上</p>	<p>夏休み親子見学会・環境まつりでの見学会の実施 6回以上</p>	夏休み親子見学会・環境まつりでの見学会の実施 6回以上	ごみ・資源物の処理の流れや焼却施設を見学することによって, 子どもから大人までの世代でごみの減量や資源化の意識が高まっています。
117	<p>清掃センターの見学</p> <p>(内容) 小学3～4年に実施する, 「わたしたちの国分寺」という授業の中で, ごみの流れを取り上げ, 清掃センターの見学を実施します。</p>	学校指導課	<p>小学校全10校で実施(単年)</p>	<p>小学校全10校で実施(単年)</p>	<p>小学校全10校で実施(単年)</p>	ごみ分別, ごみの減量に対する正しい理解と行動がとれる児童を育てます。

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
118	<p>全庁的な取組の実施</p> <p>(内容) 「環境基本計画実施計画」, 「地球温暖化防止行動計画 (市役所版)」,「グリーン購入基本方針」を柱に,庁内イントラネット,ポスター掲示,職員研修などを通して環境配慮に関する情報を共有し,全庁的な取組を進めます。</p>	環境計画課	<p>職員への情報提供を実施</p> <p>ポスターや庁内イントラネットの活用 年12回</p> <p>新任研修 年1回実施</p>	<p>職員への情報提供を実施</p> <p>ポスターや庁内イントラネットの活用 年12回</p> <p>新任研修 年1回実施</p>	<p>職員への情報提供を実施</p> <p>ポスターや庁内イントラネットの活用 年12回</p> <p>新任研修 年1回実施</p>	「環境基本計画実施計画」などに基づき,庁内イントラネットや研修などを通じて,職員への環境配慮に関する情報提供を行うことで,環境意識の向上を図り,環境配慮行動を促進しています。

②地域資源を活用した体験型学習の推進

国分寺崖線や樹林地,都市農地,お鷹の道・真姿の池湧水群,史跡武蔵国分寺跡などの地域資源を活用しながら,生命の尊さ,自然の大切さ,環境保全などを学ぶ機会として,自然観察会や農業体験などの体験型学習を進めます。

●緑地や水辺などにおける体験型学習の推進 (★重点プロジェクト2,3)

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
119	<p>学童体験農園</p> <p>(内容) 農家の指導をうけて,土づくり,種蒔きから収穫までの一連の農作業を体験し,小学校と地域の連携を図ります。</p>	学校指導課	小学校3校で実施(単年) 六小,八小,十小の3校	小学校3校実施を継続しながら,拡充を検討します。	小学校3校実施を継続しながら,拡充を検討します。	児童に対して,地域資源を活用した体験学習を通じて,農業をはじめ,自然環境への関心を育みます。
120	<p>児童の収穫体験</p> <p>(内容) 小学校の生活科,理科の学習において,農作物などの収穫体験を通して,地域の中で自然に親しむことにより,自然環境への関心を高めます。</p>	学校指導課	小学校全10校で実施(単年)	小学校全10校で実施(単年)	小学校全10校で実施(単年)	児童に対して,収穫体験などを通じて,農業をはじめ,自然環境への関心を育みます。

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
121	夏休み子ども自然教室 (内容) 恋ヶ窪樹林地において、自然に親しみながら、大切さを知ってもらうため、緑のボランティア団体と協力して「夏休み子ども自然教室」を開催します。	緑と建築課	夏休み子ども自然教室の開催 年1回開催 定員20人	夏休み子ども自然教室の開催 年1回開催 定員20人	夏休み子ども自然教室の開催 年1回開催 定員20人	市内に存在する良好な緑を紹介し、子どもに自然の大切さや愛着が図られます。
122	エコミュージアム(※)事業の開催 (内容) 市内の樹林地について、市民団体との協働で緑地・水辺をネットワーク化したエコミュージアムとして活用します。 (※)エコミュージアム：樹林地や水辺などの地域環境を野外展示物として捉え、博物館と見立てて活用すること。	緑と建築課	エックス山等市民協議会エコミュージアム事業 (エックス山を中心に姿見の池、熊野神社等の市内の施設を散策する事業)を実施 年1回 定員30人	エックス山等市民協議会エコミュージアム事業 (エックス山を中心に姿見の池、熊野神社等の市内の施設を散策する事業)を実施 年1回 定員30人	エックス山等市民協議会エコミュージアム事業 (エックス山を中心に姿見の池、熊野神社等の市内の施設を散策する事業)を実施 年1回 定員30人	市民の歴史文化や自然環境の保全意識の向上が図られます。
123 (30)	市民農業大学 (内容) 農業者の指導のもとに土作り・播種・栽培・収穫作業を体験する場を提供します。 【25年度実績】 市民農業大学修了生26人	経済課	・市内農家の協力・指導により農業者の体験学習を実施 ・年間を通して特定曜日に開催 受講生30人	・市内農家の協力・指導により農業者の体験学習を実施 ・年間を通して特定曜日に開催 受講生30人	・市内農家の協力・指導により農業者の体験学習を実施 ・年間を通して特定曜日に開催 受講生30人	農地の多面的機能を評価し、市民への憩いとやすらぎの場を提供することができます。 緑地空間としての存在意義だけでなく、生産基盤としての農地の価値を認識します。
124 (31)	農ウォーク (内容) 農業委員会他共催で「農ウォーク」を開催し、市民が農にふれあう場を作ります。 【25年度実績】 農ウォーク参加者43人	経済課	農にふれあう機会の提供、市民と農業者の交流の場を創出 年1回開催 参加者数50人	農にふれあう機会の提供、市民と農業者の交流の場を創出 年1回開催 参加者数50人	農にふれあう機会の提供、市民と農業者の交流の場を創出 年1回開催 参加者数50人	市民の農業への理解が広がり、地産地消費が進み、農地と営農環境を支援することで都市環境の保全に寄与します。

通番	主要な取組	担当課	26年度 取組	27年度 取組	28年度 取組	3年後の成果イメージ
125 (29)	農業体験農園の支援 (内容) 農にふれあう場として、農業体験農園の施設整備費補助及び自立支援補助を行います。 【25年度実績】 農業体験農園 累計6園	経済課	農業体験農園の整備等の補助や広報活動による支援 年1回 (市報やHPによる募集・説明会の実施)	農業体験農園の整備等の補助や広報活動による支援 年1回 (市報やHPによる募集・説明会の実施)	農業体験農園の整備等の補助や広報活動による支援 年1回 (市報やHPによる募集・説明会の実施)	<ul style="list-style-type: none"> 農家の営農実態から相続税納税猶予制度が適用され安定的に農園を継続できます。 利用者は農家の指導で、栽培技術が身につく、多様な農産物が手に入ります。 農家と利用者の交流により都市農業への市民の理解が深まります。
126 (32)	市内農園などにおける野菜収穫による農とのふれあい活動 (内容) 市内農園（保育園の近隣地など）での野菜掘り会、園庭での野菜作りを行うことにより、農とのふれあいを図ります。	保育課	野菜作り及び収穫体験の実施 農園での収穫体験（各保育園）年1回開催	野菜作り及び収穫体験の実施 農園での収穫体験（各保育園）年1回開催	野菜作り及び収穫体験の実施 農園での収穫体験（各保育園）年1回開催	自然の恵みとしての食材やそれを育てた人々を知り、収穫体験を通じて農とふれあいことにより、食育の推進が図られます。
127	科学教室の開催 (内容) 小学5～6年生を対象に大気、水、植物に関する学習や野外観察を通じ、環境への関心を高めます。	学校指導課	受講者 150人(単年)	受講者 170人(単年)	受講者 170人(単年)	科学に興味を持つ小中学生を育て、環境などへの関心を高めます。
128	宇宙の学校の開催 (内容) 5歳児から小学4年生を対象とし、宇宙や自然科学をテーマにした話や実験・工作などを通して、宇宙や自然科学への興味や関心を高めます。	学校指導課	受講者 374人(単年)	受講者 480人(単年)	受講者 480人(単年)	実験や工作などを行うことで科学に興味を持つ小中学生を育てます。

③環境学習に関する情報提供、学習教材づくり

環境に関するイベントや講座の開催、環境関連図書の設置、環境施策の取組状況などを示した「環境報告書」の公開など、環境学習に関する情報提供を進めます。

また、市民や学校などと連携しながら、子どもだけでなく大人にも有効な学習教材やプログラムづくりを進めます。

●環境学習に関する情報提供、学習教材づくり (★重点プロジェクト8)

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
129	環境に関する資料の収集と公開 (内容) 環境情報ライブラリー(まちづくりセンター内)において環境図書・資料などを配架し、市民などへ情報を提供します。	環境計画課	市民などへの情報提供の実施 市報やHPの掲載 年1回以上	市民などへの情報提供の実施 市報やHPの掲載 年1回以上	市民などへの情報提供の実施 市報やHPの掲載 年1回以上	まちづくりセンター内にある環境情報ライブラリーを市民等へ周知し、環境図書や資料の閲覧、貸出などによって環境学習に関する情報提供を行っています。
130	各種イベントでの啓発 (内容) 環境学習の教材を作成し、出前講座、イベント(環境まつりほか)などで環境に関する情報提供や啓発を行います。	環境計画課	環境まつりなどのイベント等を通じた情報提供や啓発 年2回以上	環境まつりなどのイベント等を通じた情報提供や啓発 年2回以上	環境まつりなどのイベント等を通じた情報提供や啓発 年2回以上	環境まつりなどのイベントにおいて、環境に関する情報提供や啓発活動を行うほか、環境シンポジウムなど、環境学習を促す機会の提供が進んでいます。

④環境活動の促進と支援

環境アドバイザーの派遣、省エネセミナーなどを開催し、市民や事業者等の環境活動を促進するとともに、ホームページなどで市民などの環境保全活動を紹介するなど、その取組を支援します。

●環境アドバイザーの派遣やセミナーなどの開催

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
131	環境アドバイザーの紹介・派遣 (内容) 環境学習の機会を提供するため、自治会や町内会、市民団体などへ環境に関する専門家を紹介・派遣します。	環境計画課	アドバイザーによる環境学習の提供 年4件(単年) 市報やHPでの広報 年1回以上	アドバイザーによる環境学習の提供 年5件(単年) 市報やHPでの広報 年1回以上	アドバイザーによる環境学習の提供 年5件(単年) 市報やHPでの広報 年1回以上	環境アドバイザーの派遣によって、市民の環境学習が促進され、市民や事業者等の環境活動が推進されています。

● 市民や事業者などの環境活動の支援

通番	主要な取組	担当課	26年度 取組	27年度 取組	28年度 取組	3年後の成果イメージ
132	市内事業者等の環境活動の支援 (内容) イベント（環境シンポジウムほか）などを通じて市民、事業者等の環境活動を市民に広報します。	環境計画課	環境シンポジウムなどのイベントを通じた広報活動の実施 年1回以上	環境シンポジウムなどのイベントを通じた広報活動の実施 年1回以上	環境シンポジウムなどのイベントを通じた広報活動の実施 年1回以上	イベントなどを通じて、市民や事業者等による環境活動の紹介などによって、活動の支援と促進が図られます。

5-2 人づくり、仕組みづくり

①環境教育・環境学習の機会の促進

環境に関する意見交換会の「環境ひろば」の活動、地域の課題を地域で考える「地域のひろば」の開催、地域住民の環境学習会へのアドバイザーの派遣など、市民、事業者等、市が協働して環境教育・環境学習を促進します。

● 環境ひろばなどの促進 (★重点プロジェクト9)

通番	主要な取組	担当課	26年度 取組	27年度 取組	28年度 取組	3年後の成果イメージ
133	環境ひろばの開催 (内容) 環境ひろばを開催し、市民、事業者等、市の環境に関する意見交換を行い、環境学習を促進します。また市民や事業者等への啓発活動を推進します。	環境計画課	意見交換の実施 月1回実施 環境まつりやシンポジウムなどでの啓発 年3回以上	意見交換の実施 月1回実施 環境まつりやシンポジウムなどでの啓発 年3回以上	意見交換の実施 月1回実施 環境まつりやシンポジウムなどでの啓発 年3回以上	環境ひろばを通じて、市民・事業者等・市の環境に関する意見交換が図られ、環境教育・環境学習の機会の促進が図られます。
134 (76)	地域づくり (内容) コミュニティの活性化・地域福祉の充実を図ります。	協働コミュニティ課	地域・団体交流会等の実施 自治会町内会連絡会の実施 (年3回)	地域・団体交流会等の実施 自治会町内会連絡会の実施 (年3回)	地域・団体交流会等の実施 自治会町内会連絡会の実施 (年3回)	多くの市民による参加と協働が推進され、地域コミュニティが活性化します。 自治会町内会の加入率が44%まで増加します。

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
135 (131)	環境アドバイザーの紹介・派遣 (内容) 環境学習の機会を提供するため、自治会や町内会、市民団体などへ環境に関する専門家を紹介・派遣します。	環境計画課	アドバイザーによる環境学習の提供 年4件 (単年) 市報やHPでの広報 年1回以上	アドバイザーによる環境学習の提供 年5件 (単年) 市報やHPでの広報 年1回以上	アドバイザーによる環境学習の提供 年5件 (単年) 市報やHPでの広報 年1回以上	環境アドバイザーの派遣によって、市民の環境学習が促進され、市民や事業者等の環境活動が推進されています。

②地域リーダーの育成，ネットワーク化の支援

わんぱく学校などを通じて、人とのかかわりを大切にした豊かな地域づくりを担う青少年地域リーダーの育成を進めるとともに、環境教育・環境学習に取り組んでいる環境団体の連携，ネットワークづくりを支援します。

● 青少年地域リーダーの育成 (★重点プロジェクト9)

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
136	青少年地域リーダーの育成 (内容) 豊かな地域づくり・活性化のため、お年寄りから子どもまでの橋渡し役を担う青少年を育成します。	社会教育・スポーツ振興課	地域リーダー講習会参加人数 20人 (単年) 6回実施	地域リーダー講習会参加人数 20人 (単年) 6回実施	地域リーダー講習会参加人数 20人 (単年) 6回実施	地域リーダー講習会受講者を中心に、中学生、高校生が地域の事業の運営に係わっています。
137	わんぱく学校 (内容) わんぱく学校の活動の中で地域の美化・環境活動などに参加します。	社会教育・スポーツ振興課	参加者45人(単年) 野外活動、ボランティア活動、クリーン運動など 11回実施	参加者45人(単年) 野外活動、ボランティア活動、クリーン運動など 11回実施	参加者45人(単年) 野外活動、ボランティア活動、クリーン運動など 11回実施	わんぱく学校を通じて、児童や生徒が体験学習や人との交流を経験することで、国分寺市を理解する機会を与え、郷土愛が育っています。

● 環境団体の活動の支援 (★重点プロジェクト9)

通番	主要な取組	担当課	26年度 取組	27年度 取組	28年度 取組	3年後の成果イメージ
138	まちづくりセンターの運営 (内容) まちづくり条例に基づく「まちづくりセンター」を設置し、市民主体のまちづくりを支援するとともに、市民と市の協働のまちづくりを推進します。	まちづくり 推進課	まちづくりセンターの運営 まちづくりの相談、まちづくり支援制度などの情報提供	まちづくりセンターの運営 まちづくりの相談、まちづくり支援制度などの情報提供	まちづくりセンターの運営 まちづくりの相談、まちづくり支援制度などの情報提供	まちづくりセンターの運営を行うことで、市民主体及び市との協働まちづくりの促進が図られます。
139 (131)	環境アドバイザーの紹介・派遣 (内容) 環境学習の機会を提供するため、自治会や町内会、市民団体などへ環境に関する専門家を紹介・派遣します。	環境計画課	アドバイザーによる環境学習の提供 年4件 (単年) 市報やHPでの広報 年1回以上	アドバイザーによる環境学習の提供 年5件 (単年) 市報やHPでの広報 年1回以上	アドバイザーによる環境学習の提供 年5件 (単年) 市報やHPでの広報 年1回以上	環境アドバイザーの派遣によって、市民の環境学習が促進され、市民や事業者等の環境活動が推進されています。

第3章 重点プロジェクト

重点プロジェクト1

自然環境

在来生物の種や生態系など生物の多様性の保全に向けた取組の推進

■取り組む背景・目的

国分寺市の地形的特徴である「国分寺崖線」を中心とした崖線緑地、樹林地、都市農地や屋敷林、お鷹の道・真姿の池湧水群、野川及び姿見の池などの国分寺の緑と水は、多様な動植物の生息域であると同時に、市民と自然との関係をつなぎ直してくれるかけがえのない存在です。都市化の進展にともなって寸断化が進んでいる、これらの緑地や水辺を有機的に連続させて緑と水のネットワーク化を進め、そこに息づいている生き物たちとの共存共生を図っていきます。

■取組内容

- 協働による動植物調査の実施により現状を把握します。
- 生き物にふれあう機会を増やすとともに、在来生物の種や生態系などの保全に向けて市内の農地や国分寺崖線などの緑の保全に取り組んでいきます。

<具体的な施策・主要な取組>

●拠点となる緑や水辺の積極的な保全・維持管理

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
5	市民団体との協働による緑地や用水路の維持管理 (内容) 姿見の池や砂川用水などの緑地や用水路の適正な維持管理を市民団体と協働で行います。	緑と建築課	定例作業（草刈りや植栽管理）の実施及び意見交換適宜実施	定例作業（草刈りや植栽管理）の実施及び意見交換適宜実施	定例作業（草刈りや植栽管理）の実施及び意見交換適宜実施	市民団体との協働による維持管理によって、姿見の池や砂川用水などの緑地や用水路の生物の生息空間の保全が図られます。

● 協働による緑の維持管理

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
12 (4)	<p>エックス山等市民協議会との協働による緑地保全</p> <p>(内容) エックス山等市民協議会と意見交換を行いながら、西恋ヶ窪緑地整備方針に基づき適切な緑地の保全と若返りを推進します。</p>	緑と建築課	意見交換及び定例作業（下草刈りや囲い柵修理等）の実施 月1回実施	意見交換及び定例作業（下草刈りや囲い柵修理等）の実施 月1回実施	意見交換及び定例作業（下草刈りや囲い柵修理等）の実施 月1回実施	西恋ヶ窪緑地整備方針に基づき適切な緑地の保全が図られます。
13	<p>近隣住民による公園の維持管理</p> <p>(内容) 地域住民や市民活動団体の理解を得て「公園サポート事業」への登録を促し、サポート団体による公園清掃などの維持管理を行います。</p>	緑と建築課	登録5団体、5公園（累計24団体、30公園）	登録5団体、5公園（累計29団体、35公園）	登録5団体、5公園（累計34団体、40公園）	市民等の自治会、ボランティア活動団体が、市内の市立公園・緑地の美化活動等を行うことにより、良好な環境の保全及び創出を図られます。

● 生産緑地地区の追加指定

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
28	<p>生産緑地の追加指定</p> <p>(内容) 農業と調和した都市環境の形成を図るため、生産緑地の追加指定を行います。</p> <p>【25年度実績】 生産緑地 累計 254 件、約 130.47ha</p>	都市企画課	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の周知（市報やHPでの広報年1回） ・追加指定の実施（年1回） ・指定基準の見直しの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の周知（市報やHPでの広報年1回） ・追加指定の実施（年1回） ・指定基準の見直しの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の周知 ・追加指定の実施 	生産緑地地区の追加指定を実施することによって、都市農地の保全と都市農業の活性化が図られます。

● 市内の動植物調査の実施

通番	主要な取組	担当課	26年度 取組	27年度 取組	28年度 取組	3年後の成果イメージ
38	<p>動植物の調査</p> <p>(内容) 動植物の調査を実施し、生息状況をデータ化して生物多様性の保全に向けた取組に活用します。</p>	環境計画課	既存資料の収集・分析	調査の実施	調査データの活用	市内の動植物の生息状況を把握することができます。また生息状況をデータ化することによって環境指標として活用することができます。

● 生物多様性の普及啓発

通番	主要な取組	担当課	26年度 取組	27年度 取組	28年度 取組	3年後の成果イメージ
41	<p>生物多様性に関する情報提供</p> <p>(内容) 生物多様性に関する情報を提供し、普及啓発を図ります。</p>	環境計画課	<p>生物多様性に関する情報提供</p> <p>市報やHPでの広報 年1回以上</p>	<p>生物多様性に関する情報提供</p> <p>市報やHPでの広報 年1回以上</p>	<p>生物多様性に関する情報提供</p> <p>市報やHPでの広報 年1回以上</p>	市報やHP、イベントなどにおいて、生物多様性の重要性、生き物のふれあい、環境に配慮した物品購入などの情報提供を行い、生物多様性に対する理解促進、行動につながります。

地産地消の推進による都市農業の支援

■取り組む背景・目的

農地は、新鮮で安全な野菜の供給基地であるばかりではなく、生き物の生息空間、雨水の保水、地下水の涵養、景観の形成、災害時の避難場所など、様々な機能を有しており、地域の貴重な緑となっています。

しかし、市域の西部（府中街道以西）に多くの農地が残されているものの、宅地化によって農地の分断・減少が進んでいます。昭和59年に256ヘクタールあった農地は約4割が失われ、平成24年には、159.5ヘクタールとなっています。

このような減少傾向の農地を守るためには、市内産農産物の利用を促進し、営農が続けられる状況を保つことが必要です。そのためには、市内産農産物の流通を促進し、農業に対する理解と関心を高めることが欠かせません。

このため、農地を担う都市農業を支援し、環境への負荷の少ない国分寺ならではの豊かな食生活の普及、農への参加を通じたふれあい・交流を広げます。

■取組内容

- 農業体験などを通じて都市農業への理解を促進します。
- 給食食材への市内産農産物の活用やイベント・直売所での販売などを通じた地産地消の推進、農畜産物及び農畜産物の加工品の国分寺ブランドの創出・育成を推進します。

<具体的な施策・主要な取組>

● 農業体験の機会の提供

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
29	<p>農業体験農園の支援</p> <p>(内容)</p> <p>農にふれあう場として、農業体験農園の施設整備費補助及び自立支援補助を行います。</p> <p>【25年度実績】 農業体験農園 累計6園</p>	経済課	<p>農業体験農園の整備等の補助や広報活動による支援 年1回 (市報やHPによる募集・説明会の実施)</p>	<p>農業体験農園の整備等の補助や広報活動による支援 年1回 (市報やHPによる募集・説明会の実施)</p>	<p>農業体験農園の整備等の補助や広報活動による支援 年1回 (市報やHPによる募集・説明会の実施)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農家の営農実態から相続税納税猶予制度が適用され安定的に農園を継続できます。 ・利用者は農家の指導で、栽培技術が身につく、多様な農産物が手に入ります。 ・農家と利用者の交流により都市農業への市民の理解が深まります。

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
30	<p>市民農業大学</p> <p>(内容) 農業者の指導のもとに土作り・播種・栽培・収穫作業を体験する場を提供します。</p> <p>【25年度実績】 市民農業大学修了生 26人</p>	経済課	<p>・市内農家の協力・指導により農業の体験学習を実施</p> <p>・年間を通して特定曜日に開催 受講生 30人</p>	<p>・市内農家の協力・指導により農業の体験学習を実施</p> <p>・年間を通して特定曜日に開催 受講生 30人</p>	<p>・市内農家の協力・指導により農業の体験学習を実施</p> <p>・年間を通して特定曜日に開催 受講生 30人</p>	<p>・農地の多面的機能を評価し、市民への憩いとやすらぎの場を提供することができます。</p> <p>・緑地空間としての存在意義だけでなく、生産基盤としての農地の価値を認識します。</p>
31	<p>農ウォーク</p> <p>(内容) 農業委員会他共催で「農ウォーク」を開催し、市民が農にふれあう場を作ります。</p> <p>【25年度実績】 農ウォーク参加者 43人</p>	経済課	<p>農にふれあう機会の提供、市民と農業者の交流の場を創出 年1回開催 参加者数 50人</p>	<p>農にふれあう機会の提供、市民と農業者の交流の場を創出 年1回開催 参加者数 50人</p>	<p>農にふれあう機会の提供、市民と農業者の交流の場を創出 年1回開催 参加者数 50人</p>	<p>市民の農業への理解が広がり、地産地消費が進み、農地と営農環境を支援することで都市環境の保全に寄与します。</p>
32	<p>市内農園などにおける野菜収穫による農とのふれあい活動</p> <p>(内容) 市内農園（保育園の近隣地など）での野菜掘り会、園庭での野菜作りを行うことにより、農とのふれあいを図ります。</p>	保育課	<p>野菜作り及び収穫体験の実施 農園での収穫体験（各保育園）年1回開催</p>	<p>野菜作り及び収穫体験の実施 農園での収穫体験（各保育園）年1回開催</p>	<p>野菜作り及び収穫体験の実施 農園での収穫体験（各保育園）年1回開催</p>	<p>自然の恵みとしての食材やそれを育てた人々を知り、収穫体験を通じて農とふれあうことにより、食育の推進が図られます。</p>
33	<p>援農ボランティア推進事業</p> <p>(内容) 援農ボランティアを養成し、農家に派遣します。</p> <p>【25年度実績】 援農ボランティア 26人（累計 661人）認定、25農家に80人のボランティアを派遣</p>	経済課	<p>援農ボランティアの養成及び派遣 新規認定者 10名以上 受け入れ農家説明会 年1回以上</p>	<p>援農ボランティアの養成及び派遣 新規認定者 10名以上 受け入れ農家説明会 年1回以上</p>	<p>援農ボランティアの養成及び派遣 新規認定者 10名以上 受け入れ農家説明会 年1回以上</p>	<p>ボランティアによる農作業の支援、営農者の受け入れによる協働作業などによって、農業への評価を高めるとともに、営農環境を支援することで都市環境の保全に寄与します。</p>

● 給食食材への市内産農産物の活用

通番	主要な取組	担当課	26年度 取組	27年度 取組	28年度 取組	3年後の成果イメージ
34	給食への市内産農産物の活用 (内容) 市内農家から野菜を購入し、児童に給食として提供します。 【25年度実績】 地場産使用率 20%	学務課	市内産農産物の割合 30% (単年)	市内産農産物の割合 30% (単年)	市内産農産物の割合 30% (単年)	学校給食食材への市内農産物を積極的に活用することで地産地消を図ることができます。

● 朝市・農業祭などのイベントの開催

通番	主要な取組	担当課	26年度 取組	27年度 取組	28年度 取組	3年後の成果イメージ
35	市内産食材を活かした食の普及 (内容) イベントなどで市内産季節野菜の情報や、レシピを紹介します。	経済課	国分寺まつりなどのイベントを通じた市内産農産物の普及	国分寺まつりなどのイベントを通じた市内産農産物の普及	国分寺まつりなどのイベントを通じた市内産農産物の普及	農業者・消費者との信頼関係の構築、環境と調和のとれた農業が確立します。

● 直売所設置の支援

通番	主要な取組	担当課	26年度 取組	27年度 取組	28年度 取組	3年後の成果イメージ
36	販売網の強化の支援 (内容) 生産者と流通側の連携により多様な出荷・販売体制づくりを支援します。	経済課	直売所を始めとした販売体制づくりの支援 (研修会の実施・アドバイザーの派遣)	直売所を始めとした販売体制づくりの支援 (研修会の実施・アドバイザーの派遣)	直売所を始めとした販売体制づくりの支援 (研修会の実施・アドバイザーの派遣)	直売所の販売のほか、高齢者福祉施設、教育施設、飲食店等における農産物の利用促進の支援が進みます。

● 国分寺ブランドの育成・PR

通番	主要な取組	担当課	26年度 取組	27年度 取組	28年度 取組	3年後の成果イメージ
37	<p>国分寺ブランドの普及</p> <p>(内容) 市内観光や産業活性化のため、農産物や加工品などのブランド品を認定し、農業、商業の振興を図ります。</p> <p>【25年度実績】 国分寺ブランド累計14品目</p>	経済課	国分寺ブランド品の認定・普及 ブランド協議会で定期的に審査会を開催 年1回開催	国分寺ブランド品の認定・普及 ブランド協議会で定期的に審査会を開催 年1回開催	国分寺ブランド品の認定・普及 ブランド協議会で定期的に審査会を開催 年1回開催	国分寺ブランドを普及させることにより、商業、農業、観光分野での相乗効果が上がり、かつ、国分寺市がより魅力的なまちとなります。

● 緑地や水辺などにおける体験型学習の推進

通番	主要な取組	担当課	26年度 取組	27年度 取組	28年度 取組	3年後の成果イメージ
119	<p>学童体験農園</p> <p>(内容) 農家の指導をうけて、土づくり、種蒔きから収穫までの一連の農作業を体験し、小学校と地域の連携を図ります。</p>	学校指導課	小学校3校で実施 (単年) 六小、八小、十小の3校	小学校3校実施を継続しながら、拡充を検討します。	小学校3校実施を継続しながら、拡充を検討します。	児童に対して、地域資源を活用した体験学習を通じて、農業をはじめ、自然環境への関心を育みます。
120	<p>児童の収穫体験</p> <p>(内容) 小学校の生活科、理科の学習において、農作物などの収穫体験を通して、地域の中で自然に親しむことにより、自然環境への関心を高めます。</p>	学校指導課	小学校全10校で実施 (単年)	小学校全10校で実施 (単年)	小学校全10校で実施 (単年)	児童に対して、収穫体験などを通じて、農業をはじめ、自然環境への関心を育みます。

野川, 用水路及び湧水などの地域資源の保全・活用

■取り組む背景・目的

現在市内には、名水百選の一つに指定されている「お鷹の道・真姿の池湧水群」などの湧水や、市内の湧水を水源とし多摩川に合流する全長約 20km の一級河川である野川、玉川上水からの分水である砂川用水などの水辺があります。

水を取り巻く国分寺の近世の歴史を振り返ると、国分寺村分水（恋ヶ窪用水）をはじめ新田開発とともに整備された野中新田分水、中藤新田分水など用水路網は人々の暮らしに欠かせないものでした。これらの用水路も、昭和 30 年代までは清流の面影をとどめていましたが、昭和 40 年代になると、砂川用水など一部を除き通水を停止、荒廃が進みました。用水路は歴史遺産であり、適切に保存し、活用していくことが大切です。

また、野川は市内唯一の河川ですが、コンクリート三面張りの護岸になっており、生き物が生息しにくい環境であり、親水性に乏しく、景観形成上も良好とはいえない状態です。野川や用水路は、親水化に向けた整備を進める必要があります。

国分寺の自然を特徴づけ、多様な生き物を育み、自然とのふれあいを提供し、歴史・文化を伝えてくれる、いわば地域の資源ともいえる水辺を守り、活用します。

■取組内容

- 野川や用水路及び湧水などの水辺を、自然観察や自然保護活動、郷土学習、観光などの資源として活用、PRします。
- 野川や用水路などの親水性の向上に配慮した保全に取り組めます。

<具体的な施策・主要な取組>

●湧水や地下水の保全・活用

通番	主要な取組	担当課	26年度 取組	27年度 取組	28年度 取組	3年後の成果イメージ
20 (1)	真姿の池湧水群の保全・維持管理 (内容) 都指定名勝「真姿の池湧水群保存管理計画」に基づき、指定地内の湧水及び雑木林景観の保全、維持管理を行います。	ふるさと文化財課	保全及び維持管理の実施 (樹木・除草は適宜実施)	保全及び維持管理の実施 (樹木・除草は適宜実施)	保全及び維持管理の実施 (樹木・除草は適宜実施)	都指定名勝「真姿の池湧水群保存管理計画」に基づき、指定地内の湧水及び雑木林景観が保全され、維持管理が適切に行われています。

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
21	<p>湧水及び地下水の保全・活用</p> <p>(内容) 「湧水及び地下水の保全に関する条例」に基づき、保全に努めます。また、湧水に関するイベントを実施し、湧水地を活用します。</p>	緑と建築課	<p>湧水源直上周辺の対象となる大型開発事業における適切な指導実施</p> <p>湧水めぐり(真姿の池湧水群など)を実施 年1回</p>	<p>湧水源直上周辺の対象となる大型開発事業における適切な指導実施</p> <p>湧水めぐり(真姿の池湧水群など)を実施 年1回</p>	<p>湧水源直上周辺の対象となる大型開発事業における適切な指導実施</p> <p>湧水めぐり(真姿の池湧水群など)を実施 年1回</p>	<p>湧水源直上周辺の対象となる大型開発事業における適切な指導実施することにより、湧水及び地下水の保全が図られます。また湧水めぐりによって、市民の湧水や地下水への関心が高まります。</p>

● 用水路の保全・活用

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
22	<p>用水路の親水化整備などの検討</p> <p>(内容) 市内の用水路の親水性に配慮した整備や施設・財産の適正な維持管理を検討するため、市内の用水路5地区のうち東及び中地区において現況調査を行います。</p> <p>※用水路の総延長は約7,360mです。25年度は西地区599.1m(西町)調査実施済み。</p>	緑と建築課	<p>用水路の水量有無・地下敷設物などの現況調査を行い、用水路基礎資料を作成。</p> <p>東地区(東恋ヶ窪)の水路延長約500mを実施予定(単年)</p>	<p>用水路の水量有無・地下敷設物などの現況調査を行い、用水路基礎資料を作成。</p> <p>中地区(西恋ヶ窪)の一部の水路延長約500mを実施予定(単年)</p>	<p>用水路の水量有無・地下敷設物などの現況調査を行い、用水路基礎資料を作成。</p> <p>中地区(西恋ヶ窪)の一部の水路延長約500mを実施予定(単年)</p>	<p>用水路の現況(位置や地下埋設物など)を把握するための一部調査が完了し、その結果が基礎資料として整備されます。</p>

● 東京都への早期整備に向けた要望・協議

通番	主要な取組	担当課	26年度 取組	27年度 取組	28年度 取組	3年後の成果イメージ
23	野川整備事業促進の要望・協議 (内容) 東京都に対し、治水・環境面などを考慮した河川整備について要望し、協議を行います。	緑と建築課	市民意見を聴きながら、東京都への整備要望と整備に関する協議の実施	市民意見を聴きながら、東京都への整備要望と整備に関する協議の実施	市民意見を聴きながら、東京都への整備要望と整備に関する協議の実施	東京都の野川整備事業促進が図れます。

● 野川流域の自治体等の活動による普及啓発

通番	主要な取組	担当課	26年度 取組	27年度 取組	28年度 取組	3年後の成果イメージ
24	野川流域の自治体との連携 (内容) 野川流域の自治体連絡会などへ参加し、野川やその周辺環境に関する情報収集や意見交換などを行います。	緑と建築課	野川流域自治体との意見交換・情報収集、HPでの野川マップ掲載（水辺の生物や散策スポット）による啓発	野川流域自治体との意見交換・情報収集、HPでの野川マップ掲載（水辺の生物や散策スポット）による啓発	野川流域自治体との意見交換・情報収集、HPでの野川マップ掲載（水辺の生物や散策スポット）による啓発	野川への関心が高まり、野川及びその周辺の環境改善が図られます。

● 緑地や水辺などにおける体験型学習の推進

通番	主要な取組	担当課	26年度 取組	27年度 取組	28年度 取組	3年後の成果イメージ
122	<p>エコミュージアム（※）事業の開催</p> <p>（内容） 市内の樹林地について，市民団体との協働で緑地・水辺をネットワーク化したエコミュージアムとして活用します。</p> <p>（※）エコミュージアム：樹林地や水辺などの地域環境を野外展示物として捉え，博物館と見立てて活用すること。</p>	緑と建築課	<p>エックス山等市民協議会エコミュージアム事業 （エックス山を中心に姿見の池，熊野神社等の市内の施設を散策する事業）を実施 年1回 定員30人</p>	<p>エックス山等市民協議会エコミュージアム事業 （エックス山を中心に姿見の池，熊野神社等の市内の施設を散策する事業）を実施 年1回 定員30人</p>	<p>エックス山等市民協議会エコミュージアム事業 （エックス山を中心に姿見の池，熊野神社等の市内の施設を散策する事業）を実施 年1回 定員30人</p>	市民の歴史文化や自然環境の保全意識の向上が図られます。

安全・安心な暮らしの確保に向けた調査と情報提供

■取り組む背景・目的

東日本大震災以降、安全・安心な暮らしに対する関心が高まり、情報の重要性が改めて認識されています。

市民の安全・安心な暮らしの確保に向けて、大気、水質などの測定、各種調査を実施しています。引き続き、大気などのモニタリングや化学物質対策を進めていく必要があります。

農薬の過度の使用や遺伝子組換え食品、食品添加物、放射性物質など、安全で健康的な食生活への不安が高まっていることから、正確な情報公開・提供を行うなど、食の安全性を確保していく必要があります。

このため、身の回りの多種多様な化学物質、食の安全性、放射性物質などについての適切な情報の収集とわかりやすく提供する仕組みを確立します。

■取組内容

- 大気、水質、ダイオキシン類などの定期的なモニタリング測定、各種調査を実施し、情報提供を行います。
- 市放射能対策に関する基本的な対応方針に基づき、空間放射線量・放射性物質濃度の測定など、継続した調査と情報提供を行います。

＜具体的な施策・主要な取組＞

●大気質、水質、騒音・振動、ダイオキシン類（大気・土壌）の測定

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
50	大気質、水質、騒音・振動、ダイオキシン類（大気・土壌）の定期的測定 （内容） 定期的に大気、井戸水、河川水、道路沿いの騒音・振動、ダイオキシン類（大気・土壌）の測定を行い、その結果（概要）は環境報告書において公表します。	環境計画課	大気環境調査7地点などの定期測定と公表の実施 年1回公表	大気環境調査7地点などの定期測定と公表の実施 年1回公表	大気環境調査7地点などの定期測定と公表の実施 年1回公表	大気質、水質、騒音・振動、ダイオキシン類（大気・土壌）の定期測定を行うことによって、環境変化の推移を監視することができま す。また市民等へ測定結果を公表することによって安全・安心な暮らしの確保が図られます。

● ごみ焼却施設における排ガス、ダイオキシン類などの測定

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
51	<p>可燃ごみ焼却施設における排ガス、ダイオキシン類などの定期的測定</p> <p>(内容) 清掃センターの可燃ごみ焼却施設から発生する排ガスなどについて、公害物質除去のための薬剤処理を行うとともに、その効果について測定を行い、結果を公表します。</p>	ごみ対策課	排ガス測定を月1回、排ガス中のダイオキシン類測定を年4回を行い、HPで結果を公表	排ガス測定を月1回、排ガス中のダイオキシン類測定を年4回を行い、HPで結果を公表	排ガス測定を月1回、排ガス中のダイオキシン類測定を年4回を行い、HPで結果を公表	関係法令に基づき測定を実施し、基準が守られ環境保全が図られていることが確認できます。

● 空間放射線量などの測定

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
52	<p>空間放射線などの定期的測定</p> <p>(内容) 「市放射能対策に関する基本的な対応方針」に基づき、公共施設における空間放射線量及び清掃センターの焼却灰・排ガス、給食残さなどの放射性物質濃度を測定し、データを公表します。</p>	保育課，子育て支援課，ごみ対策課，緑と建築課，教育総務課	小中学校，保育園，公園など定点32箇所測定 市報やHPでの結果公表	小中学校，保育園，公園など定点32箇所測定 市報やHPでの結果公表	小中学校，保育園，公園など定点32箇所測定 市報やHPでの結果公表	小中学校や保育園，公園などの公共施設において、定期的な測定を実施し、データを公表することで、市民や保護者等に安心を与え、安全で安心な施設の利用が図れます。

● 化学物質に関する情報の収集・提供

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
53	<p>化学物質に関する情報の収集・提供</p> <p>(内容) 有害化学物質に関する情報を収集し、市民に提供するとともに、適正使用を啓発します。</p>	環境計画課	有害化学物質のパンフレットの配架及び土壌履歴等の情報提供	有害化学物質のパンフレットの配架及び土壌履歴等の情報提供	有害化学物質のパンフレットの配架及び土壌履歴等の情報提供	有害化学物質に関する情報を収集し、市民や事業者等に提供することにより、化学物質の過度の使用を控えるなどの意識向上が図られます。

通番	主要な取組	担当課	26年度 取組	27年度 取組	28年度 取組	3年後の成果イメージ
54	<p>清掃センター焼却炉の維持管理及び公害防止調査結果の公表</p> <p>(内容) 可燃ごみ焼却施設の点検整備及び集塵機のフィルターなどを定期的に交換し、ダイオキシン類などの発生の抑制に努めるとともに、排ガスなどの測定結果及び焼却炉の維持管理状況について情報提供を行います。</p>	ごみ対策課	集塵機フィルターの交換、点検整備を実施し、排ガス等の測定結果と維持管理状況を年4回公表	集塵機フィルター点検整備を実施し、排ガス等の測定結果と維持管理状況を年4回公表	集塵機フィルター点検整備を実施し、排ガス等の測定結果と維持管理状況を年4回公表	関係法令に基づき測定を実施し、基準が守られ環境保全が図られていることが確認できます。

● 給食食品などの放射性物質濃度の測定

通番	主要な取組	担当課	26年度 取組	27年度 取組	28年度 取組	3年後の成果イメージ
62	<p>給食食品などの放射性物質濃度の測定</p> <p>(内容) 「市放射能対策に関する基本的な対応方針」に基づき、給食食品や市内産農畜産物及び給食食材などの放射性物質濃度を測定し、検査基準値を超えた場合は食品の使用中止など必要な対応を行います。</p>	経済課	給食食品等の測定及び、市報やHPによる結果の公表	給食食品等の測定及び、市報やHPによる結果の公表	給食食品等の測定及び、市報やHPによる結果の公表	保護者などに対し放射能に関する適正な情報提供を行うことで、給食食品等に関する安心・安全が確保されます。

自転車・公共交通機関の利用促進

■ 取り組む背景・目的

自転車は、環境負荷の少ない乗り物として、日常的に広い年齢層で利用されています。誰もが安心して、安全に自転車に乗ることができる環境をつくるには、歩行者と自転車が安全に共存できるようにするためのまちづくりや、通行ルールの徹底、放置自転車を減少させるための方策が求められています。

また、自家用車の利用を控え、二酸化炭素の排出の少ない電車やバスなどの公共交通機関を利用することで、交通の流れの円滑化や1人あたりの二酸化炭素(CO₂)をはじめとした温室効果ガスの排出抑制などの効果が期待できます。

このため、自転車や公共交通機関の利用促進に向けた普及啓発をするとともに、自転車が安全・快適に走行できる道路空間を確保します。

■ 取組内容

- 自転車が安全に走りやすい環境づくりを進めるとともに、自転車の利用促進とルールの啓発に努め、マナーの向上を図ります。
- 地域バスなどの公共交通機関の利用促進に向けた取組を行っていきます。

<具体的な施策・主要な取組>

● 自転車駐車場の整備

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
66	自転車駐車場の整備 (内容) 駅周辺の自転車利用実態に適合した自転車駐車場の整備を図ります。	事業計画課	国分寺駅北口地下駐車場設計(約3,000台)	築造工事	築造工事	自転車駐車場の築造工事を実施します。

● 自転車利用の促進の普及啓発

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
67	自転車利用の促進に関する啓発 (内容) 地球温暖化防止や排気ガスの削減を目的に、市報やHP、イベント(環境まつり他)などで自転車利用の促進を啓発します。	環境計画課	環境まつりなどのイベントにおいて啓発 年1回以上	環境まつりなどのイベントにおいて啓発 年1回以上	環境まつりなどのイベントにおいて啓発 年1回以上	市報やHPなどを通じて、自転車利用の促進に向けた啓発活動によって自転車利用が促進されています。

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
68	<p>自転車利用のルールの周知</p> <p>(内容) 市民にパンフレットを配布して、自転車利用のルールを周知します。</p> <p>【25年度実績】 放置自転車クリーンキャンペーン期間中(10月末)、自転車駐車場利用者へのパンフレット配布約15,000部</p>	事業計画課	<p>庁舎においてパンフレット配架</p> <p>自転車駐車場において利用者へ配布</p>	<p>庁舎においてパンフレット配架</p> <p>自転車駐車場において利用者へ配布</p>	<p>庁舎においてパンフレット配架</p> <p>自転車駐車場において利用者へ配布</p>	<p>放置防止のため駅前の特 に状況が改善されない部 分について、周知、指導を 強化し改善が図れます。</p>

● 地球温暖化防止の普及啓発

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
92	<p>公共交通機関利用促進に関する啓発</p> <p>(内容) 市報やHP、イベント(環境まつり他)などにおいて、公共交通機関の利用などによるエネルギー消費量削減を啓発します。</p>	環境計画課	<p>環境まつりなどのイベントにおいて啓発</p> <p>年1回以上</p>	<p>環境まつりなどのイベントにおいて啓発</p> <p>年1回以上</p>	<p>環境まつりなどのイベントにおいて啓発</p> <p>年1回以上</p>	<p>市報やHPなどを通じて、公共交通機関の利用促進に向けた啓発活動によって市民や事業者等の意識向上が図られます。</p>

市内の歴史的景観や文化財の保全・活用

■取り組む背景・目的

市は、国分寺崖線や樹林地，農地，お鷹の道・真姿の池湧水群，史跡武蔵国分寺跡，用水路などの地域資源，それにまつわる歴史的景観や文化財を有しており，これらを後世に残していくことが大切です。

地域の自然やそれに関わる地域の暮らしや文化を学ぶことは，郷土愛を育むとともに，自然と共存して暮らす知恵と工夫を生み出すきっかけとなることから，市の歴史・文化をテーマとした環境教育・環境学習を推進します。

■取組内容

- 市内総合文化財調査を実施し，新たな文化財などの状況把握，適切な保全を行います。
- 新田開発以降の人々の暮らしの中から生まれた農のある風景，用水路（跡）など歴史遺産にも光をあてていきます。
- 環境教育や環境学習，まちづくりやまちおこしのために歴史的景観・歴史遺産・文化財の活用を推進します。

<具体的な施策・主要な取組>

● 歴史公園の整備

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
9	歴史公園の整備 (内容) 「国指定史跡武蔵国分寺跡附東山道武蔵路跡保存管理計画」等に基づき，史跡武蔵国分寺跡などの歴史公園の整備を進めます。	ふるさと文化財課	講堂跡基壇周辺の環境整備 講堂跡基壇への市民制作瓦の埋め込み ※第1工区終了，第2工区実施設計	金堂跡基壇復元整備	鐘楼跡・中門復元公園南側環境整備	僧寺地区伽藍中枢部について23～28年度までの6箇年計画に基づく整備工事が終了し，翌29年度より市立歴史公園として供用開始を予定しています。

● 新たな文化財調査の実施

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
84	市内総合文化財調査 (内容) 市内に所在するさまざまな文化財の所在調査を行い、目録に登載することによって、文化財の保護を図ります。	ふるさと文化財課	調査の実施(文化財の所在・現状把握のための予備調査)	継続(史跡・名勝・天然記念物の調査)	継続(無形文化財・無形民俗文化財の調査)	市内に所在するさまざまな文化財の所在調査が行われ、順次目録へ登載されています。

● 歴史遺産及び文化財とのふれあいの推進

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
85	文化財とのふれあい推進 (内容) 縄文土器づくり教室、市内文化財めぐり、徒歩で行く市外文化財めぐりなどを実施します。	ふるさと文化財課	文化財の見学会などの実施年3回以上実施 参加者数580人	文化財の見学会などの実施年3回以上実施 参加者数580人	文化財の見学会などの実施年3回以上実施 参加者数580人	市内文化財めぐり等の普及事業を実施し、文化財への親しみ、興味をいなくすることができます。

● 歴史遺産及び文化財に関する広報活動の充実

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
86	広報の充実 (内容) 歴史・観光マップを配布するほか、案内板などを整備します。	経済課	観光案内版の整備1箇所、観光案内用の携帯端末を使用したソフトの開発・一部供用開始、観光名所を巡るスタンプラリーの開催	観光案内用の携帯端末を使用したソフトの開発・供用開始	観光案内版の整備1箇所、観光イベントの開催	市外からの来訪者にとって、国分寺市がより観光しやすいまちになっています。

通番	主要な取組	担当課	26年度 取組	27年度 取組	28年度 取組	3年後の成果イメージ
87	<p>広報の充実</p> <p>(内容) 歴史・観光マップを配布するほか、案内板などを整備します。</p>	ふるさと文化財課	案内板の整備、国分寺市重要文化財指定、指定文化財の案内板設置(小型海獣葡萄鏡・金堂製円形飾り金具案内)	国分寺市重要文化財指定、指定文化財の案内板設置(力石・旧屋敷林)	伽藍中枢地区で4～5枚程度の解説板を設置予定	歴史、観光マップを配布し武蔵国分寺周辺を周知しまた、案内板、解説版を整備し来訪者等への利便を図ります。

資源循環型のまちづくりの推進

■取り組む背景・目的

地球温暖化の原因となる二酸化炭素（CO₂）をはじめとした温室効果ガスの排出抑制，最終処分場の延命化のためには家庭ごみ（もやせるごみ，もやせないごみ）の減量が必要です。

ごみ・資源物量全体及び1人1日あたりのごみ排出量は，減少していますが，未だにもやせるごみに資源物が混入されていることから，ごみの分別について，指導，啓発をさらに続けていく必要があります。また，ごみの有料化や個別収集システムの導入を契機にして，着実なごみ減量に向けた数値目標を設定し，実現を図る必要があります。

さらに，市民生活，事業活動などの各段階において，ごみの発生そのものが少ない社会を目指し，ごみが資源・エネルギーとして再利用できる資源循環型のまちづくりへの転換を市民・事業者等・市が一体となって推進していきます。

また，地球温暖化の原因となる二酸化炭素（CO₂）をはじめとした温室効果ガスの排出抑制のための対策として，資源循環型のまちづくりを推進します。

■取組内容

- ごみをテーマとした環境教育，学習を充実していきます。
- せん定枝や給食残さのたい肥化などにより，資源循環型のまちづくりを進めます。
- 生ごみのたい肥化等によるもやせるごみの大幅な減量に取り組みます。

<具体的な施策・主要な取組>

● 生ごみ処理機器購入助成の普及促進

通番	主要な取組	担当課	26年度 取組	27年度 取組	28年度 取組	3年後の成果イメージ
103	生ごみ処理機器の普及促進 (内容) 生ごみ処理機器（ごみけしくん，市販型）の購入費の一部を助成するとともに，啓発活動により普及を図ります。	ごみ減量推進課	ごみけしくん 243台（累計） 市販型 454台（累計） 市民活動団体との協働事業による説明会の開催や，各種イベント（環境まつりなど）においての啓発活動など	ごみけしくん 330台（累計） 市販型 614台（累計） 市民活動団体との協働事業による説明会の開催や，各種イベント（環境まつりなど）においての啓発活動など	検証及び見直し	ごみけしくん 330台（累計） 市販型 614台（累計） 市民活動団体との協働事業による説明会の開催や，各種イベント（環境まつりなど）においての啓発活動により生ごみ処理器の普及が促進されています。

● 給食残さ・せん定枝のたい肥化

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
104	<p>給食残さ・家庭の厨芥類及びせん定枝のたい肥化</p> <p>(内容) 小学校や保育園の給食残さ、集合住宅及び戸建住宅(自治会単位など)の生ごみ及び家庭のせん定枝をたい肥化し、小学校、保育園の園芸や家庭菜園などでの利用を促進します。</p>	ごみ減量推進課	<p>市報やHPなどの啓発によって</p> <p>①小学校や保育園の給食残さ16箇所101t→20tのたい肥化</p> <p>②家庭の生ごみたい肥化累計520世帯76tの減量</p> <p>③せん定枝たい肥化112tの減量</p>	<p>市報やHPなどの啓発によって</p> <p>①小学校や保育園の給食残さ16箇所101t→20tたい肥化</p> <p>②家庭の生ごみたい肥化累計720世帯107tの減量</p> <p>③せん定枝たい肥化126tの減量</p>	検証及び見直し	<p>集合住宅、自治会の生ごみたい肥化として、1世帯(平均2.1人)の年間の生ごみ排出量152kgを有効活用することにより、もやせるごみの減量となります。平成27年度給食残さ101t、せん定枝126t、生ごみたい肥化たい肥化協力世帯数累計目標720世帯107tの減量を目指します。</p>

● 分別体験説明会、イベントの開催

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
109	<p>説明会やイベントなどでの啓発活動</p> <p>(内容) 分別体験説明会をはじめ、国分寺まつり、環境まつりなどの各種イベントにおいて、協働によるごみの減量・資源化、分別について啓発活動を推進します。</p>	ごみ対策課 ごみ減量推進課	<p>分別説明会の実施28回</p> <p>国分寺まつりなどのイベントでの啓発20回</p>	<p>分別説明会の実施28回</p> <p>国分寺まつりなどのイベントでの啓発20回</p>	検証及び見直し	<p>出前講座や説明会等の開催、リサイクル情報紙の発行、HP・掲示板の充実を図ります。また、施設見学会、3R講座の開催、集団回収等の連絡会、ビデオや広報誌の活用による啓発活動が推進されています。</p>

●多様な主体による環境教育・環境学習の推進

通番	主要な取組	担当課	26年度 取組	27年度 取組	28年度 取組	3年後の成果イメージ
114	<p>環境学習・啓発活動体制の推進</p> <p>(内容) 市内小学校の清掃センター社会科見学, 出前講座, 分別説明会, 環境まつりなどにおいて, 子どもから大人までごみについて理解できるような取組を図ります。</p>	ごみ対策課 ごみ減量推進課	<p>職員が講師として啓発を実施 清掃センター見学10回, イベント(環境まつりなど)20回, 市民要望(出前講座・説明会など)15回</p>	<p>職員が講師として啓発を実施 清掃センター見学10回, イベント(環境まつりなど)20回, 市民要望(出前講座・説明会など)15回</p>	検証及び見直し	<p>ごみ問題への関心を深め, 環境に対しての意識の高揚が図れ, ごみの減量化・資源につながる活動が推進しています。</p>
115	<p>3R講座の開催</p> <p>(内容) 市のごみの現状と処理について理解し, 市民と行政が協働して地域のごみ問題を解決する3R講座を開催します。</p>	ごみ減量推進課	<p>3R講座の開催 全10講座開催 参加者目標50人</p>	<p>3R講座の開催 全10講座開催 参加者目標50人</p>	検証及び見直し	<p>3R講座修了者が廃棄物減量等推進委員となって, 市と協働で地域のごみ問題の解決に向けて啓発活動に広く取り組んでいます。</p>
116	<p>清掃センターの見学</p> <p>(内容) 社会科見学, 夏休み親子見学会や環境まつりなどにおいて, ごみの発生から中間処理, 最終処分までの過程を講義するとともに, 焼却施設や生ごみのたい肥化などを見学することで, ごみの排出抑制, 減量化・資源化を考える機会を提供します。</p>	ごみ対策課	<p>夏休み親子見学会・環境まつりでの見学会の実施 6回以上</p>	<p>夏休み親子見学会・環境まつりでの見学会の実施 6回以上</p>	<p>夏休み親子見学会・環境まつりでの見学会の実施 6回以上</p>	<p>ごみ・資源物の処理の流れや焼却施設を見学することによって, 子どもから大人までの世代でごみの減量や資源化の意識が高まっています。</p>
117	<p>清掃センターの見学</p> <p>(内容) 小学3～4年に実施する, 「わたしたちの国分寺」という授業の中で, ごみの流れを取り上げ, 清掃センターの見学を実施します。</p>	学校指導課	<p>小学校全10校で実施(単年)</p>	<p>小学校全10校で実施(単年)</p>	<p>小学校全10校で実施(単年)</p>	<p>ごみ分別, ごみの減量に対する正しい理解と行動がとれる児童を育てます。</p>

環境負荷の少ないライフスタイルの促進

■ 取り組む背景・目的

地域全体でエネルギーや二酸化炭素（CO₂）を抑制するためには、節電・省エネルギーの推進にくわえ、住宅・建築物や都市、交通などをエネルギーや CO₂ 排出の少ないものへと変えていくまちづくりが求められています。

東日本大震災を契機に、節電や省エネルギーに対する市民の意識が高まっていることから、こうした機運をとらえ、地球温暖化防止に向けた二酸化炭素（CO₂）をはじめとした温室効果ガスの排出抑制と、エネルギー利用効率のよい環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を促進します。日常的に温室効果ガスの発生やエネルギーの無駄な消費を抑えるとともに、家庭や事業所でも取り組める方策として、太陽光発電，太陽熱利用システム，コージェネレーション，蓄電装置などの積極的活用や、省エネルギー型の製品への転換などを進めることも重要になっています。

■ 取組内容

- これまでの実績を基に、引き続き環境家計簿の普及拡大を図り、家庭における省エネルギー・省資源の取組を促進します。
- 体験型学習や具体的な情報提供，住宅用太陽光発電機器などに関する助成制度などを推進します。

＜具体的な施策・主要な取組＞

● 環境家計簿の普及拡大

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
95	環境家計簿の普及啓発 (内容) 市民の省エネルギー・省資源などの意識を高める手段として、環境家計簿の普及啓発を推進します。	環境計画課	環境家計簿モニターの実施(50世帯)，イベント(国分寺まつり他)などにおいて促進に向けた啓発(年1回以上)	環境家計簿モニターの実施(60世帯)，イベント(国分寺まつり他)などにおいて促進に向けた啓発(年1回以上)	環境家計簿モニターの実施(70世帯)，イベント(国分寺まつり他)などにおいて促進に向けた啓発(年1回以上)	環境家計簿モニターの参加者の増加，イベントなどによる啓発によって，市民の省エネルギー，省資源の取組が促進されます。

●省エネルギー・省資源に関する情報提供

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
96	グリーン購入に関する啓発 (内容) 市民や事業者に対して、市報やHPなどで、環境負荷の少ない製品のグリーン購入について情報提供を行います。	環境計画課	市報やHPなどによる啓発 年1回以上	市報やHPなどによる啓発 年1回以上	市報やHPなどによる啓発 年1回以上	市報やHPなどを通じて、市民や事業者等においても環境負荷の少ない製品のグリーン購入が浸透しています。
97	省エネルギー及び温室効果ガス削減に関する情報提供 (内容) 環境月間、地球温暖化防止月間などに併せて、省エネルギーに関する具体的取組を広報します。	環境計画課	市報などによる啓発 年2回以上広報	市報などによる啓発 年2回以上広報	市報などによる啓発 年2回以上広報	市報やHPを通じて、省エネルギーに関する具体的な情報を提供することにより、市民や事業者等の地球温暖化防止行動が促進されます。

●家庭における再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの促進

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
99	住宅用太陽光発電機器等設置助成 (内容) 災害に強い自立したエネルギーを確保し、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減、省資源・省エネルギーの推進のため、家庭向けの創エネルギー機器設置費用の一部を助成します。 【25年度実績】 太陽光発電機器…70件 燃料電池…42件 ガス発電給湯器…0件	環境計画課	太陽光発電機器80件 燃料電池38件 ガス発電給湯器4件 市報やHPでの広報年1回以上	太陽光発電機器・燃料電池・ガス発電給湯器の設置助成実施 市報やHPでの広報年1回以上	太陽光発電機器・燃料電池・ガス発電給湯器の設置助成実施 市報やHPでの広報年1回以上	家庭における太陽光発電等の再生可能エネルギーや創エネルギー機器の導入によって、エネルギーの有効利用、地球温暖化防止として、温室効果ガス(CO ₂ 換算)排出量の削減につながります。

● 多様な主体による環境教育・環境学習の推進

通番	主要な取組	担当課	26年度 取組	27年度 取組	28年度 取組	3年後の成果イメージ
111	<p>公民館における「環境教育・環境学習」の推進</p> <p>(内容) 各公民館の地域特性などを活かして、体験学習や講座など環境教育・環境学習を推進します。</p>	公民館課	<p>環境学習講座などの実施</p> <p>2館以上実施</p>	<p>環境学習講座などの実施</p> <p>2館以上実施</p>	<p>環境学習講座などの実施</p> <p>2館以上実施</p>	<p>公民館では、環境学習講座・講演会を継続的に実施し、多くの市民が環境について学んでいます。</p>
112	<p>環境に関する啓発活動</p> <p>(内容) 世界環境デー（6月）に合わせ、市内全図書館で、環境問題に関する資料の展示コーナーを設置します。</p>	図書館課	<p>環境に関する図書・資料の展示コーナーを設置</p> <p>5館で実施</p>	<p>環境に関する図書・資料の展示コーナーを設置</p> <p>5館で実施</p>	<p>環境に関する図書・資料の展示コーナーを設置</p> <p>5館で実施</p>	<p>環境に関する展示コーナーを設置することによって、市民の環境意識の向上に資することができます。</p>
113	<p>環境学習の実施</p> <p>(内容) 小中学生に市が実施している環境施策を紹介します。</p>	環境計画課	<p>職員を講師として小中学校に派遣</p> <p>年3回以上実施</p>	<p>職員を講師として小中学校に派遣</p> <p>年3回以上実施</p>	<p>職員を講師として小中学校に派遣</p> <p>年3回以上実施</p>	<p>小中学生に市の環境施策を紹介することによって身の回りや地域などの環境について関心を抱き、環境学習の促進につながります。</p>
118	<p>全庁的な取組の実施</p> <p>(内容) 「環境基本計画実施計画」、「地球温暖化防止行動計画（市役所版）」、「グリーン購入基本方針」を柱に庁内イントラネット、ポスター掲示、職員研修などを通して環境配慮に関する情報を共有し、全庁的な取組を進めます。</p>	環境計画課	<p>職員への情報提供を実施</p> <p>ポスターや庁内イントラネットの活用</p> <p>年12回</p> <p>新任研修</p> <p>年1回実施</p>	<p>職員への情報提供を実施</p> <p>ポスターや庁内イントラネットの活用</p> <p>年12回</p> <p>新任研修</p> <p>年1回実施</p>	<p>職員への情報提供を実施</p> <p>ポスターや庁内イントラネットの活用</p> <p>年12回</p> <p>新任研修</p> <p>年1回実施</p>	<p>「環境基本計画実施計画」などに基づき、庁内イントラネットや研修などを通じて、職員への環境配慮に関する情報提供を行うことで、環境意識の向上を図り、環境配慮行動を促進しています。</p>

● 環境学習に関する情報提供, 学習教材づくり

通番	主要な取組	担当課	26年度 取組	27年度 取組	28年度 取組	3年後の成果イメージ
129	<p>環境に関する資料の収集と公開</p> <p>(内容) 環境情報ライブラリー（まちづくりセンター内）において環境図書・資料などを配架し、市民などへ情報を提供します。</p>	環境計画課	市民などへの情報提供の実施 市報やHPの掲載 年1回以上	市民などへの情報提供の実施 市報やHPの掲載 年1回以上	市民などへの情報提供の実施 市報やHPの掲載 年1回以上	まちづくりセンター内にある環境情報ライブラリーを市民等へ周知し、環境図書や資料の閲覧, 貸出などによって環境学習に関する情報提供を行っています。
130	<p>各種イベントでの啓発</p> <p>(内容) 環境学習の教材を作成し、出前講座, イベント（環境まつりほか）などで環境に関する情報提供や啓発を行います。</p>	環境計画課	環境まつりなどのイベント等を通じた情報提供や啓発 年2回以上	環境まつりなどのイベント等を通じた情報提供や啓発 年2回以上	環境まつりなどのイベント等を通じた情報提供や啓発 年2回以上	環境まつりなどのイベントにおいて、環境に関する情報提供や啓発活動を行うほか、環境シンポジウムなど、環境学習を促す機会の提供が進んでいます。

環境面における参加と協働による地域の活性化の推進

■取り組む背景・目的

環境負荷の少ない持続可能な社会を次世代の子どもたちへ継承していくためには、一人ひとり、各事業所が環境に配慮した行動を実践し、広く展開していくことが重要です。

また、公民館や自治会、町内会などで地域のお祭りや懇談会、クリーン運動、地域の学校づくりなどの中に環境教育・学習を取り入れることで、自然なかたちで省エネルギーや省資源、ごみ減量などの意識が高まり、地域社会のつながりやふれあいを深めながら環境面の活動の推進も図ることができます。

このように、地域での環境面における参加と協働の機会を通じ、地域への関心・理解を深め、課題解決の実践・体験を基本とする環境教育・環境学習を展開していきます。

■取組内容

- 環境への取組に関して、地域ぐるみの役割分担や協力・連携の可能性の検討などを行い、地域コミュニティの再生・活性化を図ります。
- 子どもたちの国分寺の環境についての認識を高めるために、学校教育の現場と地域を結んだ取組を進めます。

<具体的な施策・主要な取組>

●環境ひろばなどの促進

通番	主要な取組	担当課	26年度取組	27年度取組	28年度取組	3年後の成果イメージ
133	環境ひろばの開催 (内容) 環境ひろばを開催し、市民、事業者等、市の環境に関する意見交換を行い、環境学習を促進します。また市民や事業者等への啓発活動を推進します。	環境計画課	意見交換の実施 月1回実施	意見交換の実施 月1回実施	意見交換の実施 月1回実施	環境ひろばを通じて、市民・事業者等・市の環境に関する意見交換が図られ、環境教育・環境学習の機会の促進が図られます。
135 (131)	環境アドバイザーの紹介・派遣 (内容) 環境学習の機会を提供するため、自治会や町内会、市民団体などへ環境に関する専門家を紹介・派遣します。	環境計画課	アドバイザーによる環境学習の提供 年4件 (単年) 市報やHPでの広報 年1回以上	アドバイザーによる環境学習の提供 年5件 (単年) 市報やHPでの広報 年1回以上	アドバイザーによる環境学習の提供 年5件 (単年) 市報やHPでの広報 年1回以上	環境アドバイザーの派遣によって、市民の環境学習が促進され、市民や事業者等の環境活動が推進されています。

● 青少年地域リーダーの育成

通番	主要な取組	担当課	26年度 取組	27年度 取組	28年度 取組	3年後の成果イメージ
136	青少年地域リーダーの育成 (内容) 豊かな地域づくり・活性化のため、お年寄りから子どもまでの橋渡し役を担う青少年を育成します。	社会教育・ スポーツ振 興課	地域リー ダー講習 会参加人 数 20人 (単年) 6回実施	地域リー ダー講習 会参加人 数 20人 (単年) 6回実施	地域リー ダー講習 会参加人 数 20人 (単年) 6回実施	地域リーダー講習会受講者を中心に、中学生、高校生が地域の事業の運営に係わっています。
137	わんぱく学校 (内容) わんぱく学校の活動の中で地域の美化・環境活動などに参加します。	社会教育・ スポーツ振 興課	参加者 45 人(単年) 野外活 動、ボラ ンティア 活動、ク リーン運 動など 11 回実施	参加者 45 人(単年) 野外活 動、ボラ ンティア 活動、ク リーン運 動など 11 回実施	参加者 45 人(単年) 野外活 動、ボラ ンティア 活動、ク リーン運 動など 11 回実施	わんぱく学校を通じて、児童や生徒が体験学習や人との交流を経験することで、国分寺市を理解する機会を与え、郷土愛が育っています。

● 環境団体の活動の支援

通番	主要な取組	担当課	26年度 取組	27年度 取組	28年度 取組	3年後の成果イメージ
139 (131)	環境アドバイザーの紹介・派遣 (内容) 環境学習の機会を提供するため、自治会や町内会、市民団体などへ環境に関する専門家を紹介・派遣します。	環境計画課	アドバイ ザーによ る環境学 習の提供 年 4件 (単年) 市報やH Pでの広 報 年 1 回以上	アドバイ ザーによ る環境学 習の提供 年 5件 (単年) 市報やH Pでの広 報 年 1 回以上	アドバイ ザーによ る環境学 習の提供 年 5件 (単年) 市報やH Pでの広 報 年 1 回以上	環境アドバイザーの派遣によって、市民の環境学習が促進され、市民や事業者等の環境活動が推進されています。

【参考資料】

(諮問文)

諮 問 第 1 号

平成26年4月25日

国分寺市環境審議会

会長 尾 崎 寛 直 様

国分寺市長 井 澤 邦 夫

第二次国分寺市環境基本計画実施計画（素案）について（諮問）

国分寺市環境基本条例第30条第2項の規定に基づき、下記事項について諮問します。

記

1 諮問事項

第二次国分寺市環境基本計画実施計画（素案）について

2 諮問理由

市では、国分寺市環境基本条例第7条に基づき、環境の保全、回復及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、平成26年3月に「第二次国分寺市環境基本計画」を策定しました。

この度、本基本計画を具体的に展開するための実施計画を策定するにあたり、本実施計画（素案）について、貴審議会から意見を求めます。

(答申文)

「第二次 国分寺市環境基本計画実施計画（素案）について」
に対する答申

(平成 26 年 4 月 25 日 諮問第 1 号)

平成 26 年 7 月 2 日

国分寺市環境審議会

国分寺市環境審議会 答申

1 市長からの諮問事項

本審議会で審議した諮問事項は、次のとおりである。

諮問事項 「第二次国分寺市環境基本計画実施計画（素案）について」

2 審議の経過

本審議会は下記の日程で2回にわたり、第二次国分寺市環境基本計画実施計画（素案）（以下、「実施計画（素案）」という。）について審議し、答申をとりまとめた。

- ・平成26年4月25日（金）午前9時30分から午前11時30分
- ・平成26年5月30日（金）午前9時30分から午前11時30分

3 審議会及び議事録の公開

国分寺市においては「国分寺市附属機関の設置及び運営の基本に関する条例」（平成11年9月30日制定 条例第26号）第5条の規定に基づき、会議の公開の原則が定められていることから、本審議会を公開し、また「国分寺市情報公開条例」（平成11年12月27日制定 条例第33号）第9条の規定に基づき、議事録を公開する。

4 答申のとりまとめ

本審議会は、実施計画（素案）の内容について、多角的な視点から審議し、後段のとおり答申をとりまとめた。

第1 諮問事項に関する答申

平成 26 年 3 月に策定された第二次国分寺市環境基本計画（以下、「基本計画」という。）を具体的に展開するための実施計画の策定に向けて、多角的な視点から、実施計画（素案）について、2 回にわたって審議を行い、【全体的視点】、【個別的視点】、【その他（運用面）】の 3 事項に整理を行った。詳細は以下のとおり。

【全体的視点】

（1）目標の明確化・数値化について

各施策の内容や年度ごとの取組が抽象的で目標が不明確なものが少なくない。市民に内容が伝わり目標像が見えるよう、いつまでに、何を、どのような方法で行うかなど、可能な限り具体的な取組の記載、目標の明確化・数値化を図るべきである。加えて、維持管理を中心にやむを得ず同じ取組が継続する施策を除いては、年度ごとに進ちよく見られるような取組を記載すべきである。

（2）施策の成果（効果）について

基本計画の計画期間 10 年を 3 年に区切って実施計画の計画期間を定めていることから、平成 26 年度から平成 28 年度までの 3 年間で期待される成果（効果）がイメージできるような内容を実施計画に盛り込むべきである。

（3）市民力の活用について

施策通番 22 の「野川整備事業促進の要望・協議」を例として挙げるならば、市は東京都への要望や協議に留まらず、周辺住民をはじめ、市民と連携することによって、整備事業の具体的進展が図られる可能性がある。市民力を活用するためにも、市民への積極的な情報提供、

野川整備に連動した沿線まちづくりの意見交換などの取組も記載すべきである。

(4) 基本計画との整合性について

実施計画は基本計画に基づき、具体的に環境施策を展開する計画に位置付けられている。このことから、実施計画の各施策は基本計画をもとにつくられるべきであり、加えてその内容が基本計画と不整合が生じないように位置付けるべきである。

(5) 根拠となる計画の記載について

施策通番8の「歴史公園の整備」を例として挙げるならば、取組内容及び各年度の取組には“史跡武蔵国分寺跡の整備”という抽象的な表現で具体的に何を整備するのかわからない内容になっている。別途具体的な整備計画があるのであれば、その計画名を記載するなどして、より具体的に表記すべきである。

【個別的視点】

(6) 重点プロジェクトについて

重点プロジェクトは、各分野の具体的施策を再掲して組み合わせた内容であり、平成27・28年度の取組の多くが“継続”という表記になっている。担当課においては、重点プロジェクトに位置付けている施策であることを再認識し、計画期間内に重点的に取り組むべき内容を取組に記載すべきである。

(7) 重点プロジェクト1の施策について

① 本プロジェクトでは「生物の多様性の保全に向けた取組の推進」を

目的としているが、生物多様性とその保全の関わり合いが見えてこない。生物多様性という言葉には非常に広い意味がある。例えば、安全管理重視の従来型公園だけでなく、公園に少しでも草はらがあれば小さな動物や植物が生きられる環境になるので、そうした視点を持ちながら、今後どのように生物と関わり合いを持ち、保全していくのか、緑地保全の取組に反映すべきである。

- ② 本プロジェクトの取り組む背景に「国分寺の緑と水」の代表事例の一つとして姿見の池を挙げている。姿見の池では市民団体と協働で維持管理を行っている現状がある。施策通番 12「近隣住民による公園の維持管理」では、協働による緑の維持管理を位置付けており、姿見の池の協働作業も実施計画に反映してほしい。

なお、姿見の池については、平成 25 年 8 月に市議会に対して、姿見の池におけるホタル復活に関する陳情がなされ、平成 26 年 3 月の市議会で姿見の池におけるホタル復活のための自然環境の整備について採択されたことから、本自然環境の整備に向けた取組を実施計画に反映すべきである。

(8) 重点プロジェクト 5 の施策について

本プロジェクトでは「自転車・公共交通機関の利用促進」を目的としており、その内容に即した施策を位置付けるべきである。また自転車利用促進と合わせ、自転車利用のマナー向上も必要になることから施策通番 66「自転車利用のルールの周知」の取組においては、パンフレットの配布だけでなく、関係機関と連携して地域や学校などへの啓発活動も考慮すべきである。

(9) 用水路の保全・活用について

施策通番 21（『用水路の親水化整備などの検討』）の取組内容には

“現在通水のある用水路”という限定的な記載になっているが、基本計画にはそのような内容になっていない。また、各年度の実施は「用水路の調査・検討」とあり、“現在通水のある云々”という実施内容と整合しないと考える。加えて、本調査は何の目的で行うのか、用水路は全体でどれだけあって3年間でどこを調査するのか、そして調査後は具体的に何を検討するのかなど、全体像がわかるよう記載すべきである。

(10) 野川整備事業促進の要望・協議について

施策通番 22（『野川整備事業促進の要望・協議』）の実施内容には「東京都へ河川整備の要望・協議を行う」となっている。野川整備事業は国分寺市区間のみ未整備となっている。防災機能の向上、親水性の確保、生物多様性の確保、まちづくりの観点からも重要な事業であることから、東京都への要望や協議だけでなく、市民への情報提供、意見交換の機会を設けることで、事業の重要性を共有化し、事業促進が図られるような実施も検討すべきである。

(11) 生ごみ処理機器の普及促進について

施策通番 101（『生ごみ処理機器の普及促進』）について、ごみけしくん（生ごみ処理機器）がどのくらい普及して、どれだけの減量効果があるのか、そのような視点も追加すべきである。

(12) 学童体験農園について

施策通番 117（『学童体験農園』）について、平成 26 年度の実施が「3校で実施」とあり、平成 27・28 年度の実施が“継続”となっているが、4校、5校と年度ごとに拡大していくような目標設定が計画のあるべき姿と考える。

【その他（運用面）】

(13) 事務局について

事務局（環境計画課）は担当課が掲げた目標の根拠やデータはヒアリングするなどして把握すること。また担当課の情報は事務局で内容を十分に精査し、必要が生じた場合には担当課ヒアリングなどして協議調整を図るべきである。

第2 環境審議会への報告

第二次国分寺市環境基本計画実施計画の策定にあたっては、本審議会からの答申内容を踏まえ、再度、庁内検討組織で検討し、実効性のある計画となるよう取り組んでほしい。なお、検討結果は、後日、本審議会へ報告すること。

環境審議会委員

委員名	選出区分	備考
中村 和彦	公募により選出された市民	
斉藤 召伸	公募により選出された市民	
村瀬 鈴代	公募により選出された市民	
龍神 瑞穂	公募により選出された市民	副会長
尾崎 寛直	識見を有する者	会長
吉富 友恭	識見を有する者	
宮寺 忠康	識見を有する者	
久野 春子	識見を有する者	
田中 健一郎	事業者の代表者	
塩野 正明	事業者の代表者	
梅村 清	関係行政機関の職員	
渡辺 博史	関係行政機関の職員	

第二次国分寺市環境基本計画実施計画（前期）

平成 26 年 7 月

発行： 国分寺市 編集：環境部 環境計画課

〒185-0013 国分寺市西恋ヶ窪 4－9－8

Tel. 042-325-0111（内線 356） 042-328-2192（直通）

Fax. 042-326-4410

E-mail: kankyoukeikaku@city.kokubunji.tokyo.jp